

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項
27	青森県	〇〇市墓地公園条例	6 市長は、墓地公園の維持管理上必要があると認めるときは、その使用に限り、制限又は条件を付け、若しくは必要な処置を命ずることができる。 6Ⅱ市長は、墓地公園の経営上又は改良事業等施行のため、やむを得ないときは、使用者に対し、期間を定めて埋葬場所の移転を命ずることができる。ただし、埋葬場所の移転を命じた場合は、これに代わる埋葬場所を指定し、かつ、移転によって通常生ずる損害を補償するものとする。 8 墓地公園の埋葬場所を使用しようとする者は、本市に住所を有する者ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。 9Ⅱ親族でない者が埋蔵することはできない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。 12Ⅳ使用権者が原状回復を行わないときは、市長がこれを行い、その費用を使用権者から徴収する。	12Ⅱ(1)使用権者が許可を受けた日から何らの墳墓施設をしないで、3年を経過したとき。 (2)使用権者が埋葬場所を転賃したとき。 (3)使用権者が許可の目的以外に使用したとき。 (4)その他この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。	12 使用権者が所在不明となり、10年を経過したときは、その使用権は消滅する。				
28	青森県	〇〇市公営共同墓地条例	10 市長は、公営墓地の管理上必要と認めるときは、墓地の使用にに対し、その使用に限り制限若しくは条件を付し、又は必要な措置を行わせることができる。 10Ⅱ市長は、必要な措置を行わない場合は、これを行い、その費用を使用権者から徴収する。 11 墳墓の施工上やむを得ないときは、2区画まで使用を許可することができる。	15Ⅱ(1)使用者が目的以外に使用したとき。 (2)使用権を承継人以外の者に譲渡し、又は転賃したとき。 (3)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。	16 使用者及びその家族が所在不明となり、かつ、祭祀を主宰する者がなく10年を経過したときは、その使用権は消滅する。			19 公営墳墓の施設若しくは樹木を損傷し、又は許可なく使用した者に対し、5万円以下の過料に処する。	
30	岩手県	〇〇市墓園条例	5 市長が相当の事由があると認めるときは、市外に住所を有する者でも使用を許可することができる。 10 現状のまま返還することについて市長の承認を受けた場合は 12 市長は、墓地の使用にに対し、その使用について制限若しくは条件を付け、又は維持管理上必要な設備の設置その他適当な措置をとるよう命ずることができる。 13 市長は、墓園の管理その他事業執行上必要と認めるときは、使用についての内容の全部もしくは一部を変更し、又は取り消すことができる。 16 市長が特別の事由があると認められたものについては、管理料を減免することができる。	15Ⅱ(1)使用者が目的以外に使用したとき。 (2)使用権を承継人以外の者に譲渡し、又は転賃したとき。 (3)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。	9Ⅱ使用者及びその家族が住所不明となり、かつ、縁故者がいない場合において、その事実を市長が知った日から10年を経過した日に、その墓地に係る使用権は消滅する。 14(1)墓地を目的以外に使用したとき (2)使用権を譲渡し、又は転賃したとき (3)使用許可をした日から2年を経過しても、使用又は施設をしないとき (4)法令又はこの条例に違反したとき	17 第9条第2項に該当する事由により、使用権の消滅した墓地については、焼骨又は遺骨を一定の場所に改葬し、その墳墓を撤去するものとする。	6Ⅳ既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。		
31	岩手県	〇〇市墓園条例	5 市長において相当の事由があると認めるときは、本市以外に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者には、墓地を使用させることができる。 6Ⅱ特に市長において必要と認める場合は、2区画以上の使用を許可することができる。 8 市長が特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。 12 現状のまま返還することについて、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。 14 市長は、墓園の使用にに対し、その使用について制限若しくは条件を付し、又は維持管理上必要な設備の設置その他適当な措置をとるよう命ずることができる。 15 市長は、墓園の管理その他事業執行上必要と認めるときは、使用についての内容の全部もしくは一部を変更し、又は取り消すことができる。 19 市長は、使用者が被保護者等であるときは、管理料を減免することができる。	16 市長は、墓地の使用許可を取り消すことができる。 (1)墓地を目的以外に使用したとき。 (2)墓地を他に賃したとき。 (3)第5条第2項に規定する期限内に墳墓を設置しないとき。 (4)第19条に規定する管理料の納付を怠ったとき。 (5)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則、命令等に違反したとき。	11Ⅱ(1)(2)の場合、墓地に係る使用権は、消滅する。 (1)使用者が死亡し、使用権を承継する者がいないとき。 (2)使用者が行方不明となり、10年を経過したとき。	9 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	10 墓地には、死体を埋葬することができない。		
34	岩手県	〇〇市墓園条例	4 墓地を使用することができる者は、市の区域内に住所を有する者、ただし、規則で定める相当の理由があると市長が認めた者については、この限りでない。 10Ⅱ市長は、墓園の管理上特に必要があると認めるときは、使用者に対し、墓地の使用について条件を付け、又は必要な措置を命ずることができる。 12 現状のまま返還することについて市長の承認を受けた場合は、この限りでない。 12Ⅱ使用者が措置を行わなかった場合には、市長がこれを代行し、それに要した費用を使用者から徴収する。 17 市長が必要があると認めるときは、管理料を減免することができる。	13(1)墓地を墳墓以外の目的に使用したとき。 (2)管理料を3年以上滞納したとき(次条第1項の規定に該当する場合を除く。) (3)この条例に基づく墓地の使用に関する規則の規定に違反したとき。	14 使用者の住所又は使用者である者が不明となったことを市長が知った日から8年を経過した日にその墓地に係る墓地使用権は消滅する。	16 既納の使用料及び管理料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	19 次のものに対しては、50,000円以下の過料を科する。 (1)許可を受けていない墓地を使用した者 (2)許可証の提出を怠った者 (3)前条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者 19Ⅱ許尚その他不正な行為により使用料又は管理料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。		
36	宮城県	〇〇市墓園条例	5 墓所を使用しようとする者は、本市の区域内に住所を有する者 市長が相当の理由があると認めるときは、本市の区域外に住所を有する者に対しても、使用を許可する。 7 市長は、その維持管理上必要があると認めるときは、その使用に限り制限若しくは条件を付け、又は必要な措置を命ずることができる。 8 市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。 9 市長は、墓園の管理その他事業執行上必要があると認めるときは、墓所の変更又は返還をさせることができる。 9Ⅱ市長は、換地及び補償料を交付する。 16 市長は、必要があると認めるときは、使用料その他の料金を減免することができる。	10(1)一般墓所又は芝生墓所の使用者が死亡した日から起算し2年を経過しても、祭祀を主宰する者がいないとき。 (2)一般墓所又は芝生墓所の使用者が3年間管理料を納めないとき。 (3)使用者が住所不明になって10年を経過したとき。 (4)使用者が墓所を第4条の目的以外に使用したとき。 (5)使用者が墓所を使用する権利を第6条第1項の承認を受けずに譲渡し、又は転賃したとき。 (6)この条例又はこれに基づく命令に違反したとき。	17 市長は、許可を取り消したときは、無縁と認める焼骨を一定の場所に改葬することができる。	15 市長は、使用者が許可を受けた日から3年以内に墓所の全部または一部を返還したときは、当該返還した場所に係る使用料の半額を還付する。 15Ⅱ市長は、使用者が墓所の全部または一部を返還したときは、規則で定めるところにより、当該返還した場所に係る管理料の一部を還付する。			

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項
37	宮城県	〇〇市月見ヶ丘墓園条例	7 市長は、墓園の管理その他市の事業執行上必要があると認めるときは、使用場所を変更させることができる。 7Ⅱ 換地を指定し、かつ、移転によって生ずる損失を補償しなければならない。 11 市長は、特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。 14 市長が特別の理由があると認めるときは、原状回復不要	13(1)所在不明になって7年を経過したとき。 (2)許可を受けた使用の目的以外に使用したとき。 (3)使用権を譲渡したり使用場所を転賃したとき。 (4)この条例又はこの条例に基づく規則に違反		15 市長は、使用者が死亡し、その祭祀を行う相続人若しくは承継者がいないと認めるときは、その墳墓を一定の場所に改葬することができる。			
38	宮城県	〇〇市當墓地条例	4 墓地を使用することができる者は、市内に住所を有する世帯主、使用許可を受けた後、市外に住所を移した者又は市長が特別の理由があると認められた者 7 市長は、使用者又は代理人に対し、墓地の維持管理上必要があると認めるときは、その使用に関し、制限又は条件をつけ、若しくは必要な措置を命ずることができる。 10 市長は、特別の理由があると認められた者については、使用料を減免することができる。 13Ⅱ 使用者が義務を履行しないときは、市長においてこれを原状に復し、当該使用者からその費用を徴収する。	12(1)使用目的以外に使用したとき。 (2)使用権を譲渡し、又は使用場所を転賃したとき。 (3)使用を許可した日から2年を経過しても、使用せず、又は焼骨を埋蔵する施設を設けないとき。 (4)使用者が死亡し、祭祀をする者がいないとき。 (5)祭祀承継者及びその生計を一にする者の所在が不明で、かつ、縁故者がなく10年を経過したとき。 (6)その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。		14 市長は、第12条第4号又は第5号の規定により、墓地の使用許可を取り消したときは、その墓地を無縁として処置することができる。	9Ⅲ既に徴収した使用料は、返還しない。		
40	宮城県	〇〇市當追込沼墓地条例	5Ⅱ 市長は、相当の理由があると認める場合は、市外に住所を有する者に対しても、墓地を使用させることができる。 7 市長は、墓地の管理上必要と認めるときは、墓地の使用に関する制限をし、又は必要な措置を行わせることができる。 8 市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。 9Ⅲ 市長は、使用者が原状回復を行わないときはこれを行い、その費用を使用者から徴収するものとする。 14 市長は、災害その他相当の事由により必要があると認めるときは、永代使用料を減免することができる。 15 市長は、必要があると認めるときは、管理料を減免することができる。	9(1)使用者が許可を受けた日から使用しないで2年を経過したとき。 (2)偽りその他不正な手段により、使用許可を受けたとき。 (3)使用者が許可を受けた目的以外に使用したとき。 (4)使用者が3年間管理料を納付しないとき。 (5)使用者が使用権を承継人以外の者に譲渡し、又は墓地を転賃したとき。 (6)この条例又はこの条例に基づく規則若しくは指示に違反したとき。	16 次各号に該当する時は、墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人がないとき。 (2)相続人のない使用者が行方不明となり、10年を経過したとき。	16Ⅱ 市長は、前項第1号の事由が生じた日から5年を経過し、又は同項第2号に該当したときは、焼骨を一定の場所に改葬し、その墳墓及び碑石を移転することができる。			
43	秋田県	〇〇市平和公園条例	5 市長は、墓地の維持管理上必要があると認めるときは、使用許可を受けた者に対し、制限又は条件をつけもしくは必要な措置を命ずることができる。 7 やむを得ない事情により市長の承認を受けたときは、原状回復をしなくてよい。 8Ⅲ 使用者であった者が原状回復を行わない場合は、市長が代わってこれを行い、その費用をその者から徴収する。 12 市長は、必要と認めるときは、手数料を減免することができる。	8(1)使用許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。 (2)墓地の使用の権利を譲渡したとき。 (3)使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭祀を行う相続人もしくは親族又は縁故者等がないとき。 (4)偽りその他不正の手段により使用許可を得たとき。 (5)その他この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。		9Ⅲ 既に納付の使用料は還付しない。		8 使用許可の取り消し。 (3)使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭祀を行う相続人もしくは親族又は縁故者等がないとき。  施行規則4条 墓地の使用許可を受けようとする者は、市内に住所を有し、独立の生計を営む者を保証人として選定し、市長に届け出なければならない。	
43	秋田県	〇〇市南西墓地条例	5 市長は、墓地の維持管理上必要があると認めるときは、その使用に関し制限し、もしくは条件を付し、又は必要な措置を命ずることができる。 7 やむを得ない事情により市長の承認を受けたときは、原状回復をしなくてよい。 8Ⅲ 使用者が原状回復を行わない場合は、市長が代わってこれを行い、その費用を当該使用者から徴収する。	8(1)使用許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。 (2)墓地の使用の権利を譲渡し、又は墓地を転賃したとき。 (3)偽りその他不正の手段により使用許可を得たとき。 (4)その他この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。		11 既に納付の使用料は還付しない。		施行規則4条 墓地の使用許可を受けようとする者は、市内に住所を有し、独立の生計を営む者を保証人として選定し、市長に届け出なければならない。	
43	秋田県	〇〇市河辺墓地条例	5 市長は、使用者に対し、その維持管理上必要があると認めるときは、その使用に関し制限し、もしくは条件を付し、又は必要な措置を命ずることができる。 7 やむを得ない事情により市長の承認を受けたときは、原状回復をしなくてよい。 8Ⅲ 使用者が原状回復を行わない場合は、市長が代わってこれを行い、その費用をその者から徴収する。 12 市長は永代使用料ならびに管理手数料および再交付手数料を減免することができる。	8(1)使用許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。 (2)墓地の使用の権利を譲渡し、又は墓地を転賃したとき。 (3)偽りその他不正の手段により使用許可を得たとき。 (4)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。			13 既に納付の永代使用料ならびに管理手数料および再交付手数料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。	施行規則4条 墓地の使用許可を受けようとする者は、市内に住所を有し、独立の生計を営む者を保証人として選定し、市長に届け出なければならない。	
43	秋田県	〇〇市北部墓地条例	5 市長は、使用者に対し、その維持管理上必要があると認めるときは、その使用に関し制限し、もしくは条件を付し、又は必要な措置を命ずることができる。 7 やむを得ない事情により市長の承認を受けたときは、原状回復をしなくてよい。 8Ⅲ 使用者が原状回復を行わない場合は、市長が代わってこれを行い、その費用をその者から徴収する。	8(1)使用許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。 (2)墓地の使用の権利を譲渡し、又は墓地を転賃したとき。 (3)使用者が死亡した場合で、その祭祀を主宰する相続人もしくは親族又は縁故者等がないとき。 (4)偽りその他不正の手段により使用許可を得たとき。 (5)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。			12 既に納付の永代使用料ならびに管理手数料および再交付手数料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。	施行規則4条 墓地の使用許可を受けようとする者は、市内に住所を有し、独立の生計を営む者を保証人として選定し、市長に届け出なければならない。	
44	秋田県	〇〇市墓地条例	6 市長は、墓地の維持管理上必要があると認めるときは、使用許可を受けた者に対し、制限若しくは条件を付し、又は必要な措置を命ずることができる。 11 市長において特別の事由があると認めるときは、原状回復しなくてよい。 11Ⅱ 使用者が原状回復の義務を履行しなかつたときは、市長が代わってこれを執行し、この場合の必要な経費は使用者の負担とする。 12 市長は、必要があると認めるときは、管理手数料を減額し、又は免除することができる。	9(1)使用許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。 (2)墓地の使用の権利を譲渡し、又は転賃したとき。 (3)使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭祀を行う相続人若しくは親族又は縁故者等がないとき。 (4)偽りその他不正の手段により使用許可を得たとき。 (5)前各号に掲げるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。		13 既に納付の使用料及び管理手数料は還付しない。		9 使用許可の取り消し (3)使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭祀を行う相続人若しくは親族又は縁故者等がないとき。	

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項
45	秋田県	〇〇市前郷墓園条例	5 市長は、墓地の維持管理上必要があると認めるときは、使用許可を受けた者に対し、制限若しくは条件を付し、又は必要な措置を命ずることができる。 7 やむを得ない事情により市長の承認を受けたときは、原状回復は不要 8 Ⅲ使用者であった者が原状回復を行わない場合は、市長が代わってこれを行い、その費用をその者から徴収する。 13 市長は、必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。	8(1)使用許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。 (2)墓地の使用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。 (3)使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭祀を行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。 (4)偽りその他の不正の手段により使用許可を得たとき。 (5)管理手数料を3年以上滞納したとき。 (6)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。	9 使用者の住所又は使用者である者が不明となった場合においては、その不明となったことを市長が知った日から10年を経過した日にその墓地に係る墓地使用権は消滅する。		10Ⅲ既納の使用料は、還付しない。ただし、返還する墓地が未使用で、かつ、使用を許可した日から1年未満のときは、既納の使用料を還付することができる。	8使用許可の取り消し (3)使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭祀を行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。	
45	秋田県	〇〇市鎮城塚墓園条例	5 市長は、墓地の維持管理上必要があると認めるときは、使用許可を受けた者に対し制限又は条件を付し、必要な措置を命ずることができる。 7 やむを得ない事情により市長の承認を受けたときは、原状回復不要	8(1)使用許可を受けた目的以外に使用したとき。 (2)墓地の使用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。 (3)使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その供養等を行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。 (4)偽りその他の不正の手段により使用許可を得たことが判明したとき。 (5)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。			9 既納の使用料は、還付しない。	8使用許可の取り消し (3)使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その供養等を行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。	
45	秋田県	〇〇市十文字墓園条例	3 墓地を永代使用しようとする者は、本市に本籍又は住所を有する者、使用許可使市外に転籍し、若しくは転住した者又は市長が特に認めた者 5 市長は、墓地の維持管理上必要があると認めるときは、使用許可を受けた者に対し、制限又は条件を付し、必要な措置を命ずることができる。 7 やむを得ない事情により市長の承認を受けたときは、原状回復不要 8 Ⅲ原状回復の措置を行わない場合は、市長が代わってこれを行い、その費用をその者から徴収する。 12 市長は、手数料を減額し、又は免除することができる。	8(1)使用許可を受けた目的以外に使用したとき。 (2)墓地の使用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。 (3)使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭祀を行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。 (4)偽りその他の不正の手段により、使用許可を得たことが判明したとき。 (5)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。			13 既に納付した使用料及び手数料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。	8使用許可の取り消し (3)使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その供養等を行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。  施行規則3条 墓地の使用許可を受けようとする者は、市内に住所を有し独立の生計を営む保証人を置かなければならない。	
45	秋田県	〇〇市大森墓園条例	3 墓地を永代使用しようとする者は、本市に本籍又は住所を有する者、使用許可使市外に転籍し、若しくは転住した者又は市長が特に認めた者 5 市長は、墓地の維持管理上必要があると認めるときは、使用許可を受けた者に対し、制限若しくは条件を付し、又は必要な措置を命ずることができる。 7 やむを得ない事情により市長の承認を受けたときは、原状回復不要 8 Ⅲ使用者であった者が原状回復の措置を行わない場合は、市長が代わってこれを行い、その費用をその者から徴収する。 13 市長は、必要があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。	8(1)使用許可を受けた目的以外に使用したとき。 (2)墓地の使用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。 (3)使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭祀を行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。 (4)偽りその他の不正の手段により、使用許可を得たことが判明したとき。 (5)管理手数料を3年以上滞納したとき。 (6)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。	9 使用者の住所又は使用者である者が不明となったことを市長が知った日から10年を経過した日にその墓地に係る墓地使用権は消滅する。		10 既納の使用料は、還付しない。ただし、返還する墓地が未使用で、かつ、使用を許可した日から1年未満のときは、既納の使用料を還付することができる。	8使用許可の取り消し (3)使用者が死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その供養等を行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。  施行規則5条 墓地には火葬しない死体(胎)を埋葬することができる。	
47	秋田県	〇〇市湯沢墓地公園条例	5 墓地を永代使用しようとする者は、本市に本籍又は住所を有する者で、使用許可使市外に転籍し、若しくは転住した者又は市長が特に認めた者 7 市長は、墓地の維持管理上必要があると認めるときは、使用許可を受けた者に対し、制限若しくは条件を付し、又は必要な措置を命ずることができる。 9 やむを得ない事情により市長の承認を受けたときは、原状回復不要 12 市長は、公園の管理、市の事業施行等のために墓地を使用する必要がある場合は、当該墓地に係る墳墓等の施設を他の墓地に移転させることができる。	10(1)使用許可を受けた目的以外に使用したとき。 (2)墓地の使用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。 (3)死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭祀を行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。 (4)管理手数料を3年以上滞納したとき。 (5)偽りその他の不正の手段により、使用許可を得たとき。 (6)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。	11 使用者の住所又は使用者である者が不明となったことを市長が知った日から8年を経過した日にその墓地に係る墓地使用権は、消滅する。		12Ⅲ既納の使用料は、還付しない。	10使用許可の取り消し (3)死亡し、又は使用者である法人が解散した場合で、その祭祀を行う相続人若しくは親族又は縁故者がいないとき。	
52	山形県	〇〇市市民墓地の設置及び管理に関する条例	5 墓地を使用しようとする者は、本市に住所又は本籍を有する者。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。 7 市長は、墓地の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の制限若しくは条件を付し、又は必要な措置を命ずることができる。 13 市長は、特に必要があると認めるときは、管理料を減額又は免除することができる。 17 やむを得ない事情により市長の承認を得た場合は、原状回復不要	15(1)第4条に規定する使用の目的以外に墓地を使用したとき。 (2)使用権を譲渡または転貸したとき。 (3)墓地の使用料及び管理料を納付しないとき。 (4)偽りその他の不正の手段により使用の許可を受けたとき。 (5)この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。	16 次のいずれかに該当する時は、使用権は、消滅する。 (1)使用者が死亡し、かつ、承継人がいないとき。 (2)使用者が所在不明となり、かつ、承継人がいないとき。		12 既納の使用料、管理料及び手数料は、還付しない。ただし、使用者が供養等を埋蔵せず、かつ、工作物等を設けていない墓地であって、使用の許可を受けた日から3年以内に当該墓地を返還したときは、使用料の一部を還付することができる。	施行規則6条 市内に住所を有し、かつ、独立の生計を営む相続人または親族若しくは縁故者を保証人として定めなければならない。	

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項
53	山形県	〇〇市大平山みはらし墓園条例	4 墓地を使用しようとする者は、本市に本籍又は住所を有する者。市長が特に認めた者。 6 市長は、墓地の管理上必要と認めるときは、使用者に対し、使用の制限若しくは条件を付し、又は必要な措置を命ずることができる。 11 市長は、特に必要があると認めるときは、管理料を減額又は免除することができる。 12 やむを得ない事情により市長の承認を受けたときは、原状回復不要 13 Ⅲ 使用者であった者が原状回復を行わない場合は、市長が代わってこれを行い、その費用をその者から徴収する。	13(1) 使用許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。 (2) 使用権を譲渡し、又は転貸したとき。 (3) 使用料を納付しないとき。 (4) 偽りその他の不正の手段により使用の許可を得たとき。 (5) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。	14 次の各号に該当する時は、使用権は消滅する。 (1) 使用者が死亡した後、承継人がいないとき。 (2) 使用者が所在不明となり、かつ、承継人がいないとき。		8 Ⅲ 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。 9 Ⅲ 既納の管理料は、還付しない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。 規則15条 還付する額は、次の各号に掲げる墓地の使用許可を受けた日から返還した日までの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 1年未満 使用料の100分の70に相当する額 (2) 1年以上2年未満 使用料の100分の50に相当する額 (3) 2年以上3年以内 使用料の100分の30に相当する額		
54	福島県	〇〇市墓地条例	6 墓地の使用はこれを無期限とする。但し管理上支障があると認めるときは、死体の埋葬を許可しない。 12 経済的事由により使用料を納付することが困難と認めるときは、市長においてこれを減免することができる。 13 市長が公益上必要と認めるときは、使用の許可を取消し、且つ原形に復しめて返地を命ずることができる。	13 市長が公益上必要と認めるときは、使用の許可を取消し、且つ原形に復しめて返地を命ずることができる。			11 既納の使用料はこれを還付しない。	14 正当の手続きを経ないで墓地を使用したものは、5万円以下の過料に処し、且つ規定の使用料金を追徴する。	
54	福島県	〇〇市大塚山墓園条例	9 Ⅱ 市長は、墓所の管理上必要と認めるときは、使用許可を付する際にその使用について条件を付すことができる。 10 市長は、特に必要と認めるときは、管理料の全部もしくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。 11 市長は、管理上必要があるときは、使用者に対しその墓所を変更させることができる。 11 Ⅱ 市長は、これに代わる墓所を指定し、かつ、移転によって通常生ずる損失を補償する。 13 Ⅱ 市長は使用者が原状回復義務を履行しないときは、これを代行し、使用者からその費用を徴収する。	12(1) 管理料を3年間納付しないとき。 (2) 許可を受けた使用目的以外に使用したとき。 (3) 使用権を譲渡し、又は転貸したとき。 (4) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反したとき。	15 使用者が死亡し、又は所在不明になって7年を経過し、親族又は縁故者で祭祀を主宰する者がいないときは、使用権は消滅する。		9 既納の使用料及び管理料は、返還しない。  2 債務者が死亡し、その債務について限定承認があつた場合において、その相続財産の価額が、強制執行をした場合の費用及び他の優先して弁済を受ける債権の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。 (3) 破産法その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。	10の2 市長は次のいずれかに該当するときは、管理料に係る債権を放棄することができる。 (1) 当該債権の消滅時効が完成し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあるとき。 (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があつた場合において、その相続財産の価額が、強制執行をした場合の費用及び他の優先して弁済を受ける債権の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。 (3) 破産法その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。	
54	福島県	〇〇市市営墓地条例	5 Ⅱ 墓所の使用は、1使用者につき1区画。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 9 市長は、特に理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、管理料の全部もしくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。 11 市長は、墓地の管理上必要があると認めるときは、使用者に対しその使用する墓所を変更させることができる。 13 Ⅱ 市長は使用者が原状回復義務を履行しないときは、これを代行し、使用者からその費用を徴収する。	12(1) 管理料を3年間納付しないとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (3) 墓所を使用する権利(以下「使用権」という)を譲渡し、又は転貸したとき。 (4) 許可の目的又は条件に違反したとき。	15 使用権は、使用者が死亡し、又は所在不明になって7年を経過し、親族又は縁故者で祭祀を主宰する者がいないときは、消滅する。	16 市長は、前条の規定によりその使用権が消滅したときは、当該墓所に埋葬されていた焼骨を他の場所に改葬し、墓碑等を移転することができる。	9 既納の使用料及び管理料は、返還しない。	10の2 市長は次のいずれかに該当するときは、管理料に係る債権を放棄することができる。 【以下大塚山墓園条例と同じ】	
56	福島県	〇〇市墓園条例	6 市長は、利用者に対し、管理上必要と認めるときは、墓所及び工作物その他の施設に制限若しくは条件を付け、又は必要な設備その他の負担を負わせることができる。 12 市長は、墓園の管理その他事業執行上必要があると認めるときは、墓所及び所在物件を移転させることができる。 16 利用者が原形回復の義務を履行しないときは、市長は、これを代行し、その費用を義務者から徴収する。	13(1) 第3条第2項又は第4条の規定に違反したとき。 (2) 不正の行為により利用の許可を受けたことが判明したとき。 (3) 管理手数料を納入せず、又は利用許可を受けた墓所の維持及び保護をしない、放置のまま5年を経過したとき。 (4) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。	14 次の各号に該当するときは、その利用権は、消滅する。 (1) 利用者が死亡し、5年以内に、相続人又は親族若しくは縁故者から利用権承継の申出がないとき。 (2) 利用者が所在不明となり、10年を経過したとき。	15 市長は、前条の規定によりその使用権が消滅したときは、墓碑等を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。	17 既に納めた使用料及び管理手数料は、返還しない。ただし、利用許可を受けた日から3年以内にかつ墓碑等の建設及び焼骨の埋蔵をしないのでその墓所の全部を返還したときに限り、既に納めた使用料の半額を返還する。		
57	福島県	〇〇市市営墓地条例	5 市長が特に必要があると認めるときは、本市以外に住所を有する者についても使用を許可することができる。 7 Ⅱ 墓所の使用は、1使用者につき1区画とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 8 市長は、墓所管理上必要があると認めるときは、墓所の使用に關し、制限若しくは条件を付し、又は必要な措置を行わせることができる。 8 Ⅱ 市長は、使用者が前項の措置を行わない場合は、これを行い、その費用を使用者から徴収する。 11 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。 16 市長は、特に必要があると認めるときは、管理料を減免し、又は徴収を猶予することができる。 17 市長は、市営墓地の管理上必要があると認めるときは、使用墓所を変更させることができる。 17 Ⅱ 市長は、換地を指定し、かつ、移転によって通常生ずる損失を補償しなければならない。 19 市長が特別の理由があると認めるときは、原状回復不要	18(1) 管理料を3年間納入しないとき。 (2) 許可を受けた使用目的以外に使用したとき。 (3) 使用権を譲渡し、又は使用墓所を転貸したとき。 (4) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反したとき。	21 使用者が死亡し、又は所在不明になって7年を経過し親族又は縁故者で祭祀を主宰するものがないときは、使用権は消滅する。	22 市長は、前条の規定によりその使用権が消滅したときは、その墓碑等を一定の場所に改葬又は移転することができる。	15 既納の使用料及び管理料は還付しない。ただし、使用許可を受けた日から3年以内に当該場所を使用する前に返還したときは、既に納めた使用料及び管理料の一部を還付する。	4 墓所は、墓碑等の建設及び焼骨の埋蔵以外に使用してはならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 9 市長は、特に後世に伝える事績又は顕著な功績のあつた者について、一定の区域を定めて名誉墓域を設け、碑石若しくは形像類、又は墓所の設置をすることができる。	

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項
58	福島県	〇〇市上ノ山墓地公園条例	3 市長は、墓所の管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。 10 市長は、必要があると認めるときは、管理手数料を減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶予することができる。 12 市長は、墓地公園の管理上必要があるときは、使用者に対し、その使用する墓所を変更させることができる。 12 II 市長は、それに代わる墓所を指定し、かつ、移転によって通常生ずる損失を補償しなければならない。 15 II 使用者が原状回復義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、使用者からその費用を徴収する。	14(1)管理手数料を3年間納入しないとき。 (2)許可を受けた使用の目的以外の目的に使用したとき。 (3)墓所を使用する権利(以下「使用権」という)を譲渡し、又は貸し付けたとき。 (4)この条例又はこの条例に基づく規則若しくは第3条第3項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。	17 使用権は、次のいずれかに該当するときは消滅する。 (1)死亡し、祭祀を主宰する者がいないとき。 (2)所在不明になって7年を経過し、祭祀を主宰する者がいないとき。	18 市長は、前条の規定により使用権が消滅したときは、当該墓所に埋葬されていた焼骨を一定の場所に改葬することができる。	11 既に納付した使用料及び管理手数料は、返還しない。ただし、市長は、使用者が墓所を返還したときは、既に納付した使用料の一部を返還することができる。  規則12 II 使用料の返還額は、使用許可を受けた日から経過した年数が15年未満である場合にあっては既納額の20分の11に相当する額に経過年数を乗じて得た額を既納額から差し引いた額を、経過年数が15年以上である場合にあっては既納額の4分の11に相当する額とする。ただし、経過年数に1年未満の期間がある場合は、経過年数を1とする。	21 第19条の規定に違反した者又は第3条第1項の規定に基づく許可を受けないで墓所を使用した者については、5万円以下の過料に処する。	7 市長は、後世に伝える事績又は顕著な功績のあった者について、特に一定の区域を定めて名譽墓域を設け、碑石又は形像類若しくは墓所の設置をすることができる。
58	福島県	〇〇市治平北墓地公園条例	8 市長が特別の理由があると認めるときは、原状回復不要 13 この条例に定めるもののほか、墓地の管理運営に必要な事項は、規則で定める。	7(1)許可を受けた使用の目的以外の目的に使用したとき。 (2)墓所を使用する権利(以下「使用権」という)を譲渡し、又は貸し付けたとき。 (3)この条例又はこの条例に基づく規則若しくは第3条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。	10 使用権は、使用者が次のいずれかに該当するときは消滅する。 (1)死亡し、祭祀を主宰する者がいないとき。 (2)所在不明になって7年を経過し、祭祀を主宰する者がいないとき。	11 市長は、前条の規定により使用権が消滅したときは、当該墓所に埋葬されていた焼骨を一定の場所に改葬することができる。		14 第12条の規定に違反した者又は第3条第1項の規定に基づく許可を受けないで墓所を使用した者については、1万円以下の過料に処する。	
58	福島県	〇〇市西岡新墓地及び別府墓地条例	3 市長は、墓地の管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。 11 市長が特別の理由があると認めるときは、原状回復不要 11 II 使用者が原状回復義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、使用者からその費用を徴収する。	10(1)許可を受けた使用の目的以外の目的に使用したとき。 (2)墓所を使用する権利(以下「使用権」という)を譲渡し、又は貸し付けたとき。 (3)この条例又はこの条例に基づく規則若しくは第3条第3項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。	13 使用権は、使用者が次のいずれかに該当するときは消滅する。 (1)死亡し、祭祀を主宰する者がいないとき。 (2)所在不明になって7年を経過し、祭祀を主宰する者がいないとき。	14 市長は、前条の規定により使用権が消滅したときは、当該墓所に埋葬されていた焼骨を一定の場所に改葬することができる。	8 既に納付した使用料及び管理手数料は、返還しない。ただし、使用者が墓所を使用せず返還するときは、その一部を返還することができる。  規則なし	18 16条の規定に違反した者又は第3条第1項の規定に基づく許可を受けないで墓所を使用した者については、5万円以下の過料に処する。	3 II 市長は、墓所を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、許可をしない。 (1)市の区域内に住所を有しない者 (2)既に墓所を有している者又はその者と同一世帯の世帯員である者 (3)現に市の区域内に住所を有しているが、永住する考えがないと認められる者
58	福島県	〇〇市高郷墓地公園条例	3 II 市長は、墓所の管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。 9 市長は、特に必要と認めるときは、管理手数料を減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶予することができる。 12 市長が特別の理由があると認めるときは、原状回復不要 12 II 使用者が原状回復義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、使用者からその費用を徴収する。	11(1)管理手数料を3年間納入しないとき。 (2)許可を受けた使用の目的以外の目的に使用したとき。 (3)墓所を使用する権利(以下「使用権」という)を譲渡し、又は貸し付けたとき。 (4)この条例又はこの条例に基づく規則若しくは第3条第2項の規定に基づく使用の許可の条件に違反したとき。	14 使用権は、使用者が次のいずれかに該当するときは消滅する。 (1)死亡し、祭祀を主宰する者がいないとき。 (2)所在不明になって7年を経過し、祭祀を主宰する者がいないとき。	15 市長は、前条の規定により使用権が消滅したときは、当該墓所に埋葬されていた焼骨を一定の場所に改葬することができる。	18 16条の規定に違反した者又は第3条第1項の規定に基づく許可を受けないで墓所を使用した者については、5万円以下の過料に処する。		
59	福島県	〇〇市墓地条例	5 II 市長は、墓地の利用及び管理上の条件を付することができる。 9 市長が特別の理由があると認めるときは、原状回復不要	6 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは利用許可の条件に違反したとき	11 利用者が死亡し、又は住所が不明になって7年を経過し、親族又は縁故者で祭祀を主宰する者がいないときは、利用権は、消滅する。	12 前条の規定によりその利用権が消滅したときは、市長は、墓碑等を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。	8 既納の使用料は、還付しない。ただし、墓所の利用者が利用許可を受けた日から3年以内に、当該墓所を利用する前に返還したときは、すでに納入した使用料の一部を還付する。 規則9条 使用料の還付は、既納額の2分の1の額とする。		
60	福島県	〇〇市菅原町墓地条例	7 市長は、使用者に対し、市営墓地の維持管理上必要があると認めるときは、その使用に関し条件を付け、又は必要な措置を命ずることができる。 8 使用者は、市内に住所を有する者。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。 9 II 使用者が原状回復義務を履行しない場合は、市長がこれを代行し、使用者からその費用を徴収する。 10 市長は、市営墓地の管理その他事業執行上必要があると認めるときは、使用場所の変更又は返還を命ずることができる。 10 II 市長は、墓地又は補償を交付する。 15 市長は、特別の理由があると認めるときは、管理料を減額し、又は免除することができる。	18(1)管理料を3年間納めないとき。 (2)使用者が死亡した日から起算し2年を経過しても承継者がいないとき。 (3)使用者が住所不明になって7年を経過したとき。 (4)許可を受けた目的以外に使用したとき。 (5)使用権を譲渡し、又は使用場所を転賃したとき。 (6)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。		19 II 市長は、市営墓地の使用許可を取り消し、無縁墳墓と認めるときは、改葬することができる。  規則なし	14 既納の使用料及び管理料は返還しない。ただし、第12条の規定による許可申請の取り下げがあった場合及び使用前に使用場所を返還した場合は、すでに納入した使用料を返還することができる。	22 次の各号に該当する者は、5万円以下の過料 (1)第8条の規定に違反して使用した者 (2)目的以外に使用した者 (3)使用権を譲渡し、又は使用場所を転賃した者	
60	福島県	〇〇市菅鹿島公園墓地条例	7 市営墓地の使用権を得ようとする者は、市内に住所を有する者。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、市以外に住所を有する者に対しても使用を許可する 10 市長は、使用者に対し、市営墓地の維持管理上必要があると認めるときは、その使用に関し条件を付け、又は必要な措置を命ずることができる。 11 II 使用者が原状回復義務を履行しない場合は、市長がこれを代行し、使用者からその費用を徴収する。	12(1)許可を受けた目的以外に使用したとき。 (2)使用権を譲渡し、又は使用場所を転賃したとき。 (3)この条例又はこれに基づく命令に違反したとき。		18 II 市長は、使用許可を受けた者が、死亡又は行方不明により、その承継者がいないときは、無縁墳墓と認め、改葬することができる。	17 既納の使用料及び管理料は返還しない。ただし、許可申請を取り下げた場合及び使用前に使用場所を返還した場合の使用料は、この限りでない。		
62	茨城県	〇〇市公園墓地条例	4 墓地の使用は、1使用者について1区画とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 4 II 市長は、使用を許可する場合は、必要な制限若しくは条件を付し、又は場所等を指定することができる。 7 II 使用者が原状回復措置を講じないときは、市長が執行し、その費用を使用者から徴収する。ただし、市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、費用を徴収しないことができる。	7(1)許可を受けた目的以外に使用したとき。 (2)使用者が死亡した日から起算し、3年を経過しても承継者がいないとき。 (3)使用者が3年間管理料を納入しないとき。 (4)使用者が住所不明となって、7年を経過したとき。 (5)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。		7 IV 市長は、使用許可を取り消したときは、その墳墓その他の物件を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。			

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項												
65	茨城県	〇〇市霊園墓地の設置及び管理に関する条例	5 市長はその使用について必要な制限若しくは条件を付し、又は場所等を指定することができる。 12Ⅲ市長は、特別の理由があると認める場合は、管理料の全部または一部を免除することができる。 13Ⅲ市長は、原状回復の措置を講じないときは、これを代わりに執行しその費用を使用者から徴収する。	13(1)許可を受けた目的以外に使用したとき。 (2)使用者が死亡した日から起算して3年を経過しても使用権が承継されないとき。 (3)使用者が住所不明となって7年を経過したとき。 (4)使用者が3年間管理料を納付しないとき。 (5)前各号に定めるもののほかこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。		13Ⅳ市長は、使用許可を取り消したときは、墳墓その他の物件を一定の場所に改葬又は移転することができる。	11 使用許可を受けた日から3年以内に墓地を使用しなくなったことにより返還した場合(当該墓地を原状に回復し、かつ、焼骨を埋蔵したことがない場合に限る。)には、既に納付された使用料の半額以内において還付することができる。		10Ⅱ常陸太田市以外に住所を有する者の使用料は、前項に定める使用料の3割増とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。												
66	茨城県	〇〇市営墓地設置及び管理条例	4 墓地を使用することができる者は、市内に住所を有する者。市長が特別の理由があるとき、この限りでない。 15 市長は、使用者が原状回復の措置を講じないとき、又は前条の規定による修理その他必要な措置を講じないときは、当該使用者に代わりこれを執行し、その費用を当該使用者から徴収する。	13(1)墓地を目的以外に使用したとき。 (2)使用者が死亡した日から起算して3年を経過しても承継者が不明のとき。 (3)使用者が3年間管理料を納付しないとき。 (4)使用者が住所不明となって7年を経過したとき。 (5)この条例の規定に違反したとき。		16 市長は、使用者が原状回復の措置を講じない場合において、前条の規定により代執行を行ったときは、埋蔵されている焼骨を市営墓地内の無縁墳墓へ改葬することができる。	8 市長は、使用者が予期しない事情によりその墓地を返還したときは、次の区分において、前条の規定により既納の使用料を還付する。 (1)許可1年以内に返還したときは、既納の使用料の全額 (2)許可1年を経過した日以降に返還したときは、既納の使用料の2分の1														
69	茨城県	〇〇市墓地の設置及び管理に関する条例	4 墓地を使用することができる者は、次のいずれにも該当する者。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1)本市に引き続き1年以上居住 (2)祭祀を主宰すべき者 6Ⅲ市長は、墓地の管理上必要な制限若しくは条件を付し、又は場所等を指定することができる。 13Ⅲ市長は、処分者が当該措置及び返還をしないときは、自ら当該措置を講じ、当該措置に要した費用について、当該処分者に負担させる。 17 市長は、次に該当するときは、管理料を減額し、又は免除する。 (1)生活保護による生活扶助を受けているとき。 (2)市長が特別の理由があると認めるとき。	13(1)管理料を3年間納付しないとき。 (2)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。	14 墓地の使用権は次に該当するときは、消滅する。 (1)使用者が死亡した日から起算して3年を経過しても承継者がいないとき。 (2)使用者が住所不明となって7年を経過したとき。	15 市長は、前条の規定により墓地の使用権が消滅したときは、当該区画に埋葬されている焼骨等を一定の場所に改葬し、かつ、墓碑その他の物件を撤去することができる。	7 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付する。 16Ⅲ既納の使用料は、返還しない。		21 市長は、次の各号のほか墓地の管理上必要があると認めるときは、当該使用者に対し、許可に付した条件を変更し、又は期限を定めて、修理その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。 (1)第19条第3項の規定による基準に適合していないと認めるとき。 (2)使用者が設置した墓碑等が危険な状態にあると認めるとき。												
70	茨城県	〇〇市営墓地の設置及び管理に関する条例	4 墓地の使用は、1使用者について1区画。市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 4Ⅱ市長は、墓地の使用について必要な制限若しくは条件を付し、又は場所等を指定することができる。 8Ⅲ市長は、使用者が原状回復措置を講じないときは、これを執行し、その費用を使用者から徴収する。市長が特別の理由があると認めるときは、当該費用を徴収しない。 13 使用者は、墓地使用の必要がなくなったときは、その場所を原状に復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	8(1)使用許可を受けた目的以外に使用したとき。 (2)使用者が死亡した日から起算し、3年を経過しても承継者が不明のとき。 (3)使用者が住所不明となり、7年を経過したとき。 (4)使用者が納期限までに使用料を納付しないとき。 (5)使用者が3年間管理料を納付しないとき。		8Ⅳ市長は、使用許可を取り消したときは、その墳墓その他の物件を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。	9Ⅱ既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。	3-2 墓地の使用許可を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1)本市に1年以上住所を有し、世帯主又は戸籍の頭置者若しくはその配偶者であること。 (2)祭祀を主宰する者であること。 (3)祭祀の承継者がいること。 (4)焼骨を所持していること。 (5)申請に係る焼骨が規則で定める要件を満たしていること。													
72	栃木県	〇〇市営墓地条例	4 市営墓地を利用しようとする者は、本市に1年以上住所を有する者。市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 7 市長は、市営墓地の管理その他必要があると認めるときは、利用についての内容の全部又は一部を変更することができる。 14Ⅲ使用料は、市長が特別な事由があると認める者については、これを減額し、又は免除することができる。	9(1)当該墓地を目的以外に利用したとき。 (2)利用権を譲渡し、又は転賃したとき。 (3)善良な管理を怠ったとき。 (4)法令又はこの条例に違反したとき。	8Ⅱ 次の各号の事由があった場合は、市営墓地の利用権は消滅する。 (1)市営墓地の利用権を承継する者がなく10年を経過したとき。 (2)市営墓地の利用者がこれを返還したとき。	11 利用権の消滅した市営墓地については、市長が無縁墳墓に改葬することができる。	14Ⅳ既納の使用料は、還付しない。ただし、利用許可を受けた日から5年以内で、かつ、利用許可を受けた区画を未利用の状態に返還したときは、既納使用料の半額を還付する。														
73	栃木県	〇〇市見霊園条例	3-2Ⅱ市長が特別の理由があると認めるときは、本市以外に住所を有する者も墓所を使用することができる。 5 市長は、墓所の使用者に対し、その使用について制限若しくは条件を付し、又は維持管理上必要な設備の設置その他適当な措置を採るべきことを命ずることができる。	9(1)墓所を目的外に使用したとき。 (2)使用権を譲渡し、又は転賃したとき。 (3)法令又はこの条例に違反したとき。	8Ⅱ 次の各号に該当するときは、墓所の使用権は、消滅する。 (1)墓所の使用者及びその家族が住所不明となり、かつ、縁故者がなく10年を経過したとき。 (2)墓所の使用者が、これを返還したとき。	10 市長は、第8条第2項第1号の規定により使用権が消滅したときは、当該墓所に埋葬されている焼骨、遺骨又は遺品を一定の場所に改葬し、その墳墓を撤去するものとする。	12Ⅲ既に納付した永代使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 規則第13条 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>使用許可後の期間</td> <td>墓所を使用しなかった場合</td> <td>墓所を使用後原状に復して返還された場合</td> </tr> <tr> <td>1年以内</td> <td>80%</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>1年を超え3年以内</td> <td>60%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>3年を超え5年以内</td> <td>40%</td> <td>30%</td> </tr> </table>	使用許可後の期間	墓所を使用しなかった場合	墓所を使用後原状に復して返還された場合	1年以内	80%	70%	1年を超え3年以内	60%	50%	3年を超え5年以内	40%	30%		
使用許可後の期間	墓所を使用しなかった場合	墓所を使用後原状に復して返還された場合																			
1年以内	80%	70%																			
1年を超え3年以内	60%	50%																			
3年を超え5年以内	40%	30%																			
73	栃木県	〇〇市墓地使用条例	3 墓地を使用しようとする者は、本市に引き続き6年以上住所を有する者。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。 4 市長は、使用者に対し、その使用について制限若しくは条件を付し、又は維持管理上必要な設備の設置その他適当な措置を執るべきことを命ずることができる。	7(1)第2条の規定に違反したとき。 (2)第5条の規定に違反したとき。 (3)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。	8 次の各号に該当するときは、墓地の使用権は、消滅する。 (1)使用者及びその家族が住所不明となり、かつ、縁故者がなく10年を経過したとき。 (2)使用者が墓地を返還したとき。		11Ⅳ既に納付した永代使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 規則第8条 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>使用許可後の期間</td> <td>墓地を使用しなかった場合</td> <td>墓地を使用後原状に復して返還された場合</td> </tr> <tr> <td>1年以内</td> <td>80%</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>1年を超え3年以内</td> <td>60%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>3年を超え5年以内</td> <td>40%</td> <td>30%</td> </tr> </table>	使用許可後の期間	墓地を使用しなかった場合	墓地を使用後原状に復して返還された場合	1年以内	80%	70%	1年を超え3年以内	60%	50%	3年を超え5年以内	40%	30%		
使用許可後の期間	墓地を使用しなかった場合	墓地を使用後原状に復して返還された場合																			
1年以内	80%	70%																			
1年を超え3年以内	60%	50%																			
3年を超え5年以内	40%	30%																			

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の選付	F 罰則	G 特異な条項																				
74	栃木県	〇〇市営墓地条例	5 市長が相当の事由があると認めるときは、本市以外に住所を有する者に対し、墳墓地の使用を許可することができる。 6 市長は、墳墓地の使用者に対し、その使用について制限し、若しくは条件を付し、又は維持管理に必要な設備の設置その他適当な措置をとるべきことを命ずることができる。	10(1)墳墓地を目的外の目的に使用したとき。 (2)使用権を譲渡し、又は転賃したとき。 (3)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。	9 次各号に該当するときは、墳墓地の使用権は消滅する。 (1)墳墓地の使用者及びその家族が住所不明となり、かつ、縁故者がなく10年を経過したとき。 (2)墳墓地の使用者が、これを返還したとき。	11 市長は、使用権が消滅した墳墓地に埋蔵されている焼骨、遺骨又は遺品を一定の場所に改葬し、その墳墓を撤去するものとする。	13Ⅲ既に納入された使用料は、選付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を選付することができる。  規則別表 墳墓地を使用しなかった場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用期間</th> <th>選付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月未満</td> <td>使用料の100%</td> </tr> <tr> <td>1月以上1年未満</td> <td>使用料の80%</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>使用料の60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td> <td>使用料の40%</td> </tr> </tbody> </table> 墳墓地を使用後、原状に復し返還された場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用期間</th> <th>選付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月未満</td> <td>使用料の90%</td> </tr> <tr> <td>1月以上1年未満</td> <td>使用料の70%</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>使用料の50%</td> </tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td> <td>使用料の30%</td> </tr> </tbody> </table>	使用期間	選付額	1月未満	使用料の100%	1月以上1年未満	使用料の80%	1年以上2年未満	使用料の60%	2年以上3年未満	使用料の40%	使用期間	選付額	1月未満	使用料の90%	1月以上1年未満	使用料の70%	1年以上2年未満	使用料の50%	2年以上3年未満	使用料の30%		
使用期間	選付額																												
1月未満	使用料の100%																												
1月以上1年未満	使用料の80%																												
1年以上2年未満	使用料の60%																												
2年以上3年未満	使用料の40%																												
使用期間	選付額																												
1月未満	使用料の90%																												
1月以上1年未満	使用料の70%																												
1年以上2年未満	使用料の50%																												
2年以上3年未満	使用料の30%																												
74	栃木県	〇〇市営関東霊園条例	5 市長が特に必要と認めるときは、本市以外に住所を有する者も使用することができる。 6 市長は、納骨堂の使用者に対し、使用場所について、制限し、又は条件を付し、若しくは維持管理に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。				14 既に納入された使用料及び管理料は、いかなる理由があっても選付しない。																						
75	栃木県	〇〇市公園墓地の使用及び管理に関する条例	10 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し芝生墓地の位置の変更又は芝生墓地の返還を命ずることができる。 (3)公園墓地の管理上やむを得ないと認めるとき。	13(1)この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。 (2)偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。 (3)墓所使用料を市長が定める期日までに納付しないとき。 (4)墓所管理料を3年間納付しないとき。 (5)使用許可に係る芝生墓地を墓地以外の用途に使用したとき。	12 次各号に該当するときは、使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても届け出が行われないうとき。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 (2)使用者の住所が不明となった日から起算して7年を経過したとき。	25 市長は次のいずれかに該当すると認めるときは、別に定める場所に焼骨を改葬することができる。 (1)第12条の規定により使用権が消滅したとき。 (2)第13条第2項又は第24条第2項に規定する市長が指定する期日までに焼骨の引取りがなされないうとき。	7Ⅲ納付された墓所使用料及び墓所管理料は、選付しない。ただし、市長は、規則に定める場合に該当するときは、墓所使用料の全部または一部を選付することができる。  施行規則第30条 墓所使用料等の選付を行うことができる場合は、次に定める額とする。 (1)条例第10条第1項第3号の規定により芝生墓地を返還した場合 芝生墓地に係る既納の墓所使用料の金額 (2)使用者が、芝生墓地を使用せずに条例第9条の規定の返還をした場合は、次の表に定める額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>納付期間</th> <th>既納の墓所使用料等の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>既納の墓所使用料等の75%</td> </tr> <tr> <td>3年を超え5年以内</td> <td>既納の墓所使用料等の50%</td> </tr> <tr> <td>5年を超え7年以内</td> <td>既納の墓所使用料等の25%</td> </tr> </tbody> </table>	納付期間	既納の墓所使用料等の割合	3年以内	既納の墓所使用料等の75%	3年を超え5年以内	既納の墓所使用料等の50%	5年を超え7年以内	既納の墓所使用料等の25%														
納付期間	既納の墓所使用料等の割合																												
3年以内	既納の墓所使用料等の75%																												
3年を超え5年以内	既納の墓所使用料等の50%																												
5年を超え7年以内	既納の墓所使用料等の25%																												
76	栃木県	〇〇市営墓地条例	4 市長は、市営墓地の使用者に対し、その使用について制限若しくは条件を附し、又は維持管理に必要な設備の設置その他適当な措置をとるべきことを命ずることができる。 5 市長は、市営墓地の管理その他事業執行上必要があると認めるときは、使用についての内容の全部もしくは一部を変更し、又は取り消すことができる。	10(1)市営墓地を目的外に使用したとき。 (2)使用権を譲渡し、又は転賃したとき。 (3)使用許可をした日から2年を経過しても使用又は施設をしないとき。 (4)法令又はこの条例に違反したとき。	9Ⅱ次各号に該当する場合は、市営墓地の使用権は、消滅する。 (1)市営墓地の使用者及びその家族が住所不明となり、かつ、縁故者がなく10年を経過したとき。 (2)市営墓地の使用者が、これを返還したとき。	14Ⅳ既納の使用料は、選付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を選付することができる。	18 市営墓地内の土地、施設、設備若しくは樹木を故意に損傷し、又は許可なくして使用した者に対しては、1万円以下の過料に処する。																						
77	栃木県	〇〇市営墓地条例	3 市長は、墓地の使用者に対し、その使用について制限若しくは条件を附し、又は維持管理に必要な設備の設置、その他適当な措置をとるべきことを命ずることができる。 3Ⅱ設備の設置その他の措置を行うことを命ぜられた者がこれを行わないときは、市長は、自らこれを執行し、その費用を当該使用者から徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを減免することができる。 6 墓地を使用しようとする者は、本市に引き続き1年以上住所を有する者。市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 8Ⅲ義務者が返還を行わないときは、市長は、自らこれを執行し、その費用を義務者から徴収する。但し、市長が特別の理由があると認めるときは、これを減免することができる。	8(1)墓地を目的外に使用したとき。 (2)使用権を譲渡し、又は転賃したとき。 (3)使用許可をした日から2年を経過しても使用又は施設をしないとき。 (4)法令又はこの条例に違反したとき。	7Ⅱ次の事由があった場合は、墓地の使用権は消滅する。 (1)墓地の使用者及びその家族が住所不明となり、かつ、縁故者がなく10年を経過したとき。 (2)墓地の使用者がこれを返還したとき。	9 使用権の消滅した墓地については埋葬した死体又は埋蔵した焼骨を一定の場所に改葬し、その墳墓を撤去するものとする。	11Ⅲ既納の使用料は、選付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を選付することができる。																						

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の選付	F 罰則	G 特異な条項
79	栃木県	〇〇市墓地条例	5 市長は、使用者に対し、その使用について制限若しくは条件を付し、又は維持管理に必要な設備の設置その他適当な措置をとるべきことを命ずることができる。 5Ⅱ 措置を行うことを命ぜられた者が、これを行わないときは、市長は、自らこれを執行し、その費用を当該使用者から徴収することができる。 9 墓地を使用しようとする者は、本市に引き続き3年以上住所を有する者でなければならない。ただし、市長が認めるときはこの限りでない。 11Ⅲ 義務者が原状回復措置を行わないときは、市長は、自らこれを執行し、その費用を義務者から徴収することができる。	11(1)埋葬場所を目的外に使用したとき。 (2)使用権を譲渡し、又は転貸したとき。 (3)遺骨の埋葬又は回葬工事の許可をした日から1年を経過しても、遺骨の埋葬又は回葬工事をしないとき。 (4)法令、又はこの条例に違反したとき。	10Ⅱ 次に該当する事由があった場合は、使用権は、消滅する。 (1)埋葬場所の使用若しくは、焼骨または遺骨を一定の場所に改葬し、かつ、縁故者がなく10年を経過したとき。 (2)埋葬場所の使用若しくは、これを返還したとき。	12 使用権の消滅した市営墓地の埋葬場所については、焼骨または遺骨を一定の場所に改葬し、その墳墓を撤去するものとする。	16 既に納付した使用料について、使用者が埋葬場所を返還したとき又は第11条の規定により使用権を取消された場合はその全部又は一部を還付することができる。 施行規則第19条 使用料の還付額は、別表第3に定める額とする。ただし、未使用の場合に限る。 使用許可を受けた日から3年以内 既納使用料の75% 使用許可を受けた日から3年を超え5年以内 既納使用料の50% 使用許可を受けた日から5年を超え7年以内 既納使用料の25%		
80	群馬県	〇〇市営墓地条例	3 富岡霊園を利用することができる者は、本市の住民とする。ただし、市長は、施設等の利用に支障がないと認める場合には、その他の者に使用させることができる。 4Ⅱ 市長は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。 10 市長は、必要があると認めるときは、使用料又は管理料を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。 12 市長が特別の事由があると認めるときは、原状のまま返還することができる。 12Ⅲ 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。	7(1)利用者が許可を受けた目的以外に使用したとき。 (2)利用者が住所不明となって7年を経過したとき。 (3)利用者が法人が解散したとき。 (4)利用者が正当の理由なく3年以上管理料を納めないとき。 (5)前各号に掲げる場合のほか、管理上支障があるとき。			11 既に納付した使用料等は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。		
81	埼玉県	〇〇市墓地及び納骨堂条例	4 墓地を利用できる者は、本市に1年以上居住し、市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 8 市長は、管理上特に必要があると認めるときは、利用墓地を変更することができる。 10Ⅱ 利用者が原状回復措置を行わないときは、市長が当該利用者に代わってこれを行い、これに要した費用は、利用者の負担とする。 14 市長は、次に該当するときは、墓地管理料を減額し、又は免除することができる。 (1)生活保護法による生活扶助を受けているとき。 (2)市長が特別の理由があると認めるとき。	8(1)墓地の利用権を譲渡し、又は転貸したとき。 (2)管理料を3年間納付しないとき。 (3)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。	11 墓地の利用権は次の各号に該当するときは、消滅する。 (1)利用者が死亡した日から起算して3年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。 (2)利用者が住所不明となって7年を経過したとき。	12 市長は、利用権が消滅したときは、当該墓地に埋蔵されている焼骨等を一定の場所に改葬し、かつ、墓石その他の物件を撤去することができる。	15 既納の墓地使用料及び墓地管理料は、還付しない。ただし、市長は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 規則20(1) 1月以内に利用していない墓地を返還する場合 100分の100 (2) 1年以内に未利用墓地を返還する場合 100分の50 (3) 2年以内に未利用墓地を返還する場合 100分の30		
83	埼玉県	〇〇市聖地公園条例	12Ⅱ 墓所の利用に余裕があるときは、市長が別に定めるところにより、市外に住所を有する者に対しても利用させることができる。 31 市長は、必要があると認めるときは、この節に規定する使用料、管理料又は手数料を減額し、又は免除することができる。	18(1)墓所を目的外に利用したとき。 (2)利用権を他人に譲渡し、又は転貸したとき。 (3)その他市長が必要と認めるとき。 43 市長は、利用権利用が次の各号に該当するときは、又は施設等の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 (1)この条例の規定に違反したとき。 (2)使用料等を徴収する施設等にあつては、使用料等を納期限までに納めなかったとき。 (3)不正な手段によって利用の許可を受けたとき。	17 次の各号に該当するときは、利用権は消滅する。 (1)利用者が死亡した日から起算して3年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。 (2)利用若しくはその家族が住所不明となり、かつ、縁故者が不明で10年を経過したとき。		28 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	22 合葬墓を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 22Ⅱ 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。 (1)墓所から改葬し、又は分骨するとき。 (2)合葬墓を利用するため墓所の利用を終えるとき。 (3)その他市長が特に必要と認めるとき。	
84	埼玉県	〇〇市霊園設置及び管理条例	4 市長は、使用者に対し使用場所について制限又は条件を付し、若しくは維持管理に必要な設備、その他の負担を負わせることができる。 5 市長の承認を受けたときは現状のまま返還することができる。	7(1)埋葬場所の利用者が死亡した日から起算し、2年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。 (2)埋葬場所の利用者が許可を受けた日から使用をなす3年を経過したとき。 (3)埋葬場所の利用者が3年間管理料を納めないとき。 (4)埋葬場所の利用者が住所不明となって10年を経過したとき。 (5)使用者が使用場所を転貸したとき。 (6)この条例若しくはこれに基づく命令に違反したとき。			13 既納の使用料及び管理料は還付しない。ただし、埋葬場所の利用者が使用許可を受けた後、3年以内にその場所の全部を返還したときは、既納の使用料の半額を還付する。	3 霊園を使用しようとする者は、厳正に住所を有し、市税及び国民健康保険料を完納している者。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、使用を許可することができる。	
85	埼玉県	〇〇市市営墓地条例	18Ⅱ 市長は、使用者が原状回復をしないときは、自らこれを行い、その費用を当該使用者に負担させることができる。	15(1)墓地の整備のためやむを得ない必要が生じたとき。 (2)墓地の保全又は墓地の利用に著しい支障が生じたとき。 (3)前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。 17 市長は、使用者が次の各号に該当するときは、墓所の使用許可を取り消すことができる。 (1)第21条の管理料を5年間納付しないとき。 (2)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。	19 市長は、使用者が死亡し、その地位を承継する者がいないとき又は使用許可を取り消された場合に改葬する者がいないときは、市長が別に定める場所に改葬することができる。	22 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	3 墓所の使用の申し込みをすることができる者は、次のいずれにも該当する者 (1)引き続き3年以上市内に住所を有する者 (2)志木市税条例第36条の2の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出せず、又は申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しない者でないこと。 (3)次に掲げる地方税等を規則で定めるところにより、滞納していない者であること。		

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項
88	千葉県	〇〇市霊園条例	5 市長が、特別の理由があると認めるときは、市外居住者にも許可することができる。 7 市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。 8 霊園の経営又は事務執行上やむを得ないときは、市長は、使用場所の全部又は一部につき、変更又は返還を命ずることができる。 9 市長は、一部につき、変更又は返還を命ずることができる。 10 市長は、相当の理由があると認めるときは、使用料及び管理料を減額することができる。	11(1)使用者が許可を受けた目的以外に使用するとき。 (2)使用者が許可を受けた日から3年を経過しても使用又は設備をしないとき。 (3)使用者が納期限までに使用料を納めないとき。 (4)使用者が3年間管理料を納めないとき。 (5)使用者が使用権を他人に譲渡し、又は使用場所を転賃したとき。 (6)遺体の申請によって許可を受けたことが判明したとき。 (7)この条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。	10 次の各号に該当する場合は、霊園の使用権は、消滅する。 (1)使用者が死亡した日から2年を経過しても承継する者がいないとき。 (2)使用者が住所不明となつてから5年を経過したとき。	12 市長は、前2条の規定により使用権が消滅し、又は使用許可を取り消したときは、その墳墓を一定の場所へ改葬することができる。 13 Ⅲ親族又は縁故者から使用承継の願い出がなく、改葬後20年を経過したときは、市長は、無縁として処理することができる。	18 既納の使用料及び管理料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。		
89	千葉県	〇〇市墓園の設置等に関する条例	6 使用許可を受けることができる者は、本市に1年以上住所を有する世帯主。現に所持している焼骨の祭祀を主宰し、当該焼骨を埋蔵しようとする者。 8 Ⅱ市長が特に認められたものは、使用許可を受けることができるものとする。 9 市長の承認を得たときは現状のまま返還することができる。	10(1)使用者が許可を受けた目的以外に使用したとき。 (2)使用者が許可を受けた日から2年を経過しても使用または設備をしないとき。 (3)偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。 (4)この条例若しくはこの条例に基づく規則または使用許可に付した条件に違反したとき。	9 Ⅲ使用者が死亡した日から2年を経過しても承継する者がいないとき又は使用者が住所不明となつて5年を経過したときは、使用権は、消滅する。			13 合葬墓に、1体用及び2体用の納骨壇を設けた納骨室及び合葬室を置く。	
90	千葉県	〇〇市営霊園の設置及び管理に関する条例	6 利用許可を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者。市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 (1)本市に引き続き1年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されていること。 (2)世帯主であること。 (3)現に利用許可または合葬式墓地の利用の許可を受けていないこと。 11 市長が特別の事情があると認めるときは、原状に回復しないで返還することができる。 12 市長は、市営霊園の管理その他事務執行上やむを得ないときは、利用者に対し、芝生基地の位置の変更又は芝生基地の返還を命ずることができる。	15(1)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2)虚偽の申請その他不正の手段により利用許可を受けたとき。 (3)第8条第2項に規定する管理料を3年間納付しないとき。	14 次の各号に該当するときは、利用者が有していた権利は、消滅する。 (1)利用者が死亡し、かつ、祭祀を主宰すべき地位を承継する者がいないとき。 (2)利用者が死亡した後、特別の事情もなく、3年を経過しても前条第2項の規定による届出が行われないうとき。	29 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、別に定める場所に焼骨を改葬することができる。 (1)第14条の規定により利用権が消滅したとき (2)第15条第2項又は第26条第2項に規定する期日までに焼骨の引き取りがされないとき		16 合葬式墓地に、1体用及び2体用の納骨壇を設けた納骨室及び合葬室を置く。	
91	千葉県	〇〇市営聖地公園の設置及び管理に関する条例	7 墓地の使用の申込みができる者は、本市に引き続き1年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されているものとする。 10 市長は、聖地公園の維持管理に必要と認めるときは、使用者に対し、その使用を制限し、若しくは条件を付し、又は必要な設備の設置その他適当な措置をとるべきことを命ずることができる。 10 Ⅱ設備の設置その他の措置を行うことを命ぜられた者がこれを行わないときは、市長は自らこれを執行し、その費用を当該使用者から徴収することができる。 22 市長は、特に必要と認めるときは、管理手数料を免除することができる。	15(1)使用者が使用の許可を受けた墓地をその目的以外に使用したとき。 (2)使用者が第10条第1項の規定による使用の制限又は同項の規定により付された条件に違反したとき。 (3)使用者が墓地の使用権を第三者に譲渡し、転賃し、又は担保に供したとき。 (4)第21条に規定する管理手数料を3年以上滞納したとき。 (5)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。		16 市長は、第14条第3項の規定により使用権が消滅し、1年を経過したとき、又は前条第1項の規定により使用の許可を取り消した場合において、原状に回復したときは、その焼骨を一定の場所へ改葬することができる。	23 市長は、既に納付された使用料及び管理手数料は還付しない。ただし、使用料については、市長が相当の理由があると認めるときは、その一部を還付することができる。	29 第11条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者は、50,000円以下の過料に処する。	
92	千葉県	〇〇市営霊園条例	8 一般墓地を使用できる者は、各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、市の実施する公共事業に伴い改葬を必要とする者その他市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。 (1)1年以上市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記載されている者 (2)現に焼骨を所持し、当該焼骨の祭祀を主宰する者 (3)現に一般墓地又は合葬式墓地の使用の許可を受けていない者 9 Ⅲ市長又は指定管理者は、霊園の管理運営上必要と認めるときは、当該許可に条件を付することができる。 16 Ⅲ義務者が原状回復の措置を行わなかつたときは、市長は自らこれを執行し、その費用を当該義務者から徴収する。 25 市長は、墓地使用料等の一部を減額することができる。	16(1)偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。 (2)許可を受けた日から2年を経過しても使用を開始しないとき。 (3)使用の許可の条件に違反したとき。 (4)管理料を3年間納入しないとき。 (5)使用許可証を譲渡し、転賃し、又は担保に供したとき。 (6)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。	15 Ⅲ墓地使用者が次の各号の一に該当し、1年間、承継の届出又は縁故者の使用権引継ぎの許可申請がないときは、使用権は消滅する。 (1)死亡したとき。 (2)住所不明となつて7年を経過したとき。 (6)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。	39 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、その焼骨を一定の場所へ改葬することができる。 (1)前条第2項の規定による焼骨の引取りがされないとき (2)前号に掲げるもののほか、霊園の管理上必要があるとき	26 既納の墓地使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、市長は一部を還付することができる。 (1)一般墓地を返還したとき。 (2)市長が還付する必要があると認められたとき。 規則17条	27 合葬式墓地に納骨壇及び合同墓を置く。	
93	千葉県	〇〇市営墓地公園の設置及び管理に関する条例	5 墓地を使用できる者は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が認めた者は、この限りでない。 (1)本市に1年以上住所を有する者 (2)焼骨を有する世帯主又は祭祀を主宰する者 9 市長は、使用者に対し、その使用を制限し、又は条件を付し、若しくは維持管理に必要な設備の設置その他適当な措置をとるべきことを命ずることができる。 13 市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。 15 Ⅲ義務者が原状回復の措置を行わなかつたときは、市長は自らこれを執行し、その費用を当該使用者から徴収する。 23 市長は、使用料及び管理料の一部を減額することができる。	15(1)許可を受けた目的以外に使用したとき。 (2)許可を受けた日から2年を経過しても使用を開始しないとき。 (3)使用の許可制限又は許可条件に違反したとき。 (4)管理料を3年間納入しないとき。 (5)使用許可証を譲渡し、転賃し、又は担保に供したとき。 (6)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。	13 Ⅲ使用者が次の各号に該当し、1年間承継の届出又は縁故者の使用権引継ぎの許可申請がないときは、使用権は消滅する。 (1)死亡したとき (2)住所不明となつて7年を経過したとき	16 市長は、第14条第3項の規定により使用権が消滅し、1年を経過したとき、その焼骨を一定の場所へ改葬することができる。 16 Ⅱ市長は、前項に規定する改葬後3年を経過したときは、これを無縁として処理する。	24 既納の使用料、臨時使用料及び管理料は還付しない。ただし、次に該当するときは、使用料及び管理料の一部を還付することができる。 (1)墓地を返還したとき。 (2)市長が還付する必要があると認められたとき。 規則13 Ⅱ		

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項
94	千葉県	〇〇地区環境整備事業組合墓園の設置及び管理に関する条例	5 墓所の使用を申請しようとする者は、引き続き1年以上居住し、かつ、関係市の住民基本台帳又は外国人登録原簿に記載又は登録されている者。管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。 8Ⅲ管理者は、墓園の管理上必要があると認めるときは、制限又は条件を付すことができる。 12 管理者は、墓園の管理又は事業執行上やむを得ないときは、使用墓所の全部又は一部について、変更又は返還を命ずることができる。	14(1)使用の許可を受けた墓所をその目的以外に使用したとき。 (2)虚偽の申請その他不正の手段により、使用許可を受けたとき。 (3)墓所の使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。 (4)管理料を3年以上納入しないとき。 (5)使用者が死亡した日の翌日から起算して2年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。 (6)使用期間満了後、2年を経過しても使用の更新をしないとき。 (7)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。		15 管理者は、前条第1項の規定により使用許可を取り消したときは、当該墳墓を改葬することができる。 15Ⅱ前項の規定による改葬後3年を経過したときは、管理者は、無縁墳墓として処理することができる。	12Ⅱ管理者は、変更又は返還を命じたときは、移転に伴う費用を交付し、又は、既納の使用料を還付することができる。 19 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。		5 墓所の使用を申請しようとする者は、引き続き1年以上居住し、かつ、関係市の住民基本台帳又は外国人登録原簿に記載又は登録されている者。管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。
96	東京都	〇〇市墓園条例	5Ⅱ市長は、使用承認の際に、墓園の管理上必要な条件を付すことができる。 6 使用の申込みをしようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。 (1)市内に引き続き1年以上住所を有していること。 (2)祭祀を主宰すべきものであって市規制で定める焼骨を所持していること。 (3)墳墓等の使用の許可、承認等を受けていないこと。 15 市長は、管理料を減免し、使用料又は管理料を徴収猶予し、若しくは分納させることができる。 16Ⅲ市長は、使用者が原状回復の措置を行わなかったときは、使用者に代わってこれを執行することができる。	16(1)使用者が死亡した日から起算し、2年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。 (2)使用承認後1年を経過しても所持している焼骨の埋蔵又は収蔵をしないとき。 (3)2年間管理料を納入しないとき。 (4)住所不明となつて5年を経過したとき。 (5)墓地を転貸し、又は譲渡したとき。 (7)この条例又はこれに基づく市規制に違反したとき。		21 市長は、使用承認を取り消した場合に改葬する者がいないとき、又は使用者の地位を承継する者がいないときは、焼骨を別の場所へ改葬することができる。	14 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、使用承認を受けた後2年以内に区画墓地の全部を返還したときは、既納の使用料の半額を還付する。		
101	東京都	〇〇市富士見墓園条例	4 墓地を使用しようとする者は、羽村市に住所を有する者。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。 7 市長は、使用者に対し管理上必要と認めるときは、使用場所並びに工作物その他の施設に制限又は条件を付け、若しくは必要な設備その他の負担をさせることができる。 13 市長は、墓園の管理上その他必要があると認めるときは、使用者に対しその使用場所を変更させることができる。 13Ⅱ市長は、当該変更にかかる経費を補償する。	14(1)使用者が死亡し祭祀を主宰すべき者がいないとき。 (2)使用者が5年間管理料を納入しないとき。 (3)使用許可を受けた目的以外に使用したとき。 (4)使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。 (5)この条例又はこれに基づく規則及び指示に違反したとき。		17 市長は、墓地の使用許可を取り消したときは、その墓地の遺骨を無縁墓地に改葬することができる。	8-2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。 規則10条	18 市長は、墓園内の施設又は樹木を損傷し、若しくは許可なくして使用した者に対しては、5万円以下の過料を科することができる。	
104	神奈川県	〇〇市公園墓地条例	8 市長が指定した墓所を使用することができる者は、規則で定める条件を具備していなければならない。 13Ⅱ市長及び指定管理者は、墓所使用者に対し、その使用について制限又は条件を付すことができる。 17Ⅱ市長において原状に復さないことを承認したときは、この限りでない。 17Ⅲ墓所使用者等が原状回復の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を墓所使用者から徴収する。 21 市長は、特に必要があると認めるときは、管理料を減免することができる。	16(1)墓所を許可を受けた目的以外に使用したとき。 (2)墓所を市長が命じた維持管理を行わないで3年を経過したとき。 (3)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。	18 第15条の規定による承継の理由が生じて10年を経過しても同条の規定による承継の届出がないときは、墓所の使用権は消滅する。	19 市長は、前条の規定に該当するものがあるときは、墓所内の焼骨及び墓碑等を他の場所に改葬又は移転することができる。	12Ⅳ使用料は前納とし、既納の使用料及び管理料は還付しない。墓所の使用料については第9号に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。 (3)その他規則で定めるとき。		
105	神奈川県	〇〇市久野墓園条例	10 市長は、使用の許可に当たり、管理上必要な制限若しくは条件を付け、又は設備等をさせることができる。 13 次の各号に該当する場合は、管理料を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。 (1)生活保護法の扶助を受けているとき。 (2)納付する資力がないと市長が認めるとき。 (3)市長が特別の理由があると認めるとき。 16 市長は、必要と認める場合は、使用者に対し使用場所の全部又は一部を変更させ、又は返還させることができる。 16Ⅱ小田原市は、当該変更又は返還に係る損失を補償する。 18Ⅲ市長は、使用許可を取り消された者が原状回復義務を履行しない場合は、墳墓を他の場所に移転し、当該移転に要した費用を当該者から徴収することができる。	18(1)許可を受けた使用目的以外に墓園を使用したとき。 (2)墓園を使用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。 (3)使用許可を受けた日から3年を経過してもなお使用せず、又は使用に必要な設備をしないとき。 (4)管理料を3年間納付しないとき。 (5)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。	19 次に該当する場合は、墓園を使用する権利は消滅する。 (1)使用者が死亡し、祭事を主宰する者がいないとき。 (2)使用者が住所不明となり10年を経過したとき。	19Ⅱ使用の権利が消滅した場合は、墳墓その他の物件を無縁として処理することができる。	14 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、次の各号に定める事由に該当する場合は、規則の定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。 (1)使用料 ア 使用許可を受けた日から3年以内に墳墓を返還したとき。 イ 第16条第1項の規定により使用場所を変更させ、又は返還させたとき。	21 市長は、第4条、第9条又は前条の規定に違反した者に5万円以下の過料を科する。 22 市長は、許諾その他不正の行為により、管理料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。	
106	新潟県	〇〇市墓園条例	4 墓地を使用することができる者は、本市に住所を有する者。市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。 12Ⅱ使用者が原状回復措置を行わないときは、市長が代わってこれを行い、その費用を使用者から徴収する。	12(1)許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。 (2)墓園管理手数料の納入を怠ったとき。 (3)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則、命令等に違反したとき。	13 次に該当する場合は、墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、その相続人又は親族若しくは縁故者から2年以内に承継の申請がなされないとき。 (2)使用者が住所不明となり7年を経過し、その相続人又は親族若しくは縁故者から承継の申請がなされないとき。 (3)使用者が第11条の規定により墓地を返還したとき。	13Ⅱ市長は、使用権が消滅したときは、その墳墓を一定の場所に改葬し、その墓石等を処分する。	6 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用許可を受けた後2年以内にその墓地を返還したときは、既納の使用料の半額を還付する。	16 墓園内の土地、施設、樹木等を損傷し、又は許可を受けずに墓地を使用した者に対し、5万円以下の過料に処する。	
107	新潟県	〇〇市墓園条例	12Ⅱ使用者が原状回復義務を履行しないときは、市長が代わってこれを行い、当該使用者からの費用を徴収する。	11(1)許可を受けた目的外に使用したとき。 (2)使用者が死亡し、承継者がいないとき。 (3)承継者及びその親族の所在が不明であり、かつ、縁故者がなく、10年を経過したと認めるとき。 (4)その他この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。		12Ⅲ市長は、前条第2号及び第3号の規定により墓地の使用許可を取り消したときは、その墳墓を一定の場所に改葬し、墓石等を処分することができる。	6 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者が墓地を返還したときは、別表第2の左欄に掲げる期間に応じ、同表の右欄に掲げる額を還付する。		

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項
109	新潟県	〇〇市墓園条例	7 市長は、使用料を減額し、又は免除することができる。 16 II 利用者が前項の義務を履行しないとき、市長は、利用者に代わって原状に回復するものとする。利用者は、経費を負担しなければならない。	15(1)偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。 (2)許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。 (3)利用の許可に付した条件に違反したとき。 (4)手数料の納入を怠ったとき。 (5)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。	17 利用者の住所が不明であり、7年を経過してもその相続人又は親族若しくは縁故者からの承継の申請がなされないときは、墓地の利用権は、消滅する。	17 II 市長は、前項に該当し利用権が消滅したときは、その墳墓を一定の場所に改葬し、その墳墓等を処分することができる。	8 既納の使用料は、還付しない。ただし、特別の事由があると市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 規則5条	22 利用の許可を受けずに墓地を利用した者は、5万円以下の過料に処する。	3 市長は、各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1)その利用が墓園内の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。 (2)その利用が墓園内の管理上、支障があると認められるとき。 (3)その他市長が適当でないと認めるとき。
110	新潟県	〇〇市墓地条例	6 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金の全部又は一部を減免することができる。	9(1)許可を受けた目的以外に墓地を利用したとき。 (2)墓地の利用料金の納入を怠ったとき。 (3)この条例又はこの条例に基づく規則若しくは指示に違反したとき。			7 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、その全部又は一部を還付することができる。 規則に定めなし		
112	富山県	〇〇市営墓園条例	5 墓地の使用を申請することができる者は、次の各号に該当する者。 (1)本市の住民票に記載されている者。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。 (2)許可を受けた日から起算して3年以内に墳墓を設置することができる者。 15 III 市長は、原状回復義務を履行しない者があるときは、義務者に代わって執行し、その費用は義務者から徴収することができる。 16 市長の承認を受けたときは現状のまま返還することができる。 21 市長は、墓園の管理上又は公益上特に必要があると認めるときは、墓地の返還又は移転をさせることができる。	15(1)許可を受けた目的以外に墓地を使用した者 (2)許可を受けた日から起算して3年以内に墳墓を設置しなかった者 (3)偽りその他不正な手段により許可を受けた者 (4)墓地使用料を納めない者 (5)墓地の使用権を譲渡し、又は転賃した者 (6)市長の命じた期間内に使用場所の施設の維持管理を怠り放置した者 (7)この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者	17 次 の各号に該当するときは、墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人又は親族等で祖先の祭祀をつかさどる者がいないとき。 (2)使用者の所在が10年以上不明のとき。	17 II 市長は、使用権が消滅したときは、その墳墓を一定の場所に改葬又は移転することができる。 17 III 市長は、前項による改葬又は移転後20年を経過したときは、無縁として処置することができる。	11 既納の墓地使用料及び墓園管理料は還付しない。ただし、許可を受けた日から起算して5年以内にその全部を返還したときは、既納の墓地使用料の半額を還付する。	23 次 の各号に該当する者に対しては、50,000円以下の過料を科する。 (1)許可を受けずに墓地を使用した者 (2)墓地の使用権を他人に譲渡し又は転賃した者	
113	富山県	〇〇市東原墓地公園条例	3 墓地を使用しようとする者は、本市に住所を有する者。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 6 市長は、使用者に対し、使用場所の設備又は工作物等について、制限又は条件をつけ、若しくは維持管理上必要な設備その他の負担を負わせることができる。 8 市長は、使用料を減免することができる。 13 II 使用者が原状回復義務を履行しないときは、市長は、自らこれを行い、その費用を義務者から徴収することができる。 15 市長は、墓地の管理その他事業執行上必要があると認めるときは、使用場所の変更又は返還を命ずることができる。	12(1)許可後3年を経過しても墳墓を設けなとき。 (2)法令又はこの条例に違反したとき。 (3)その他取消を必要とする事態が生じたとき。	14 次 の各号に該当するときは、使用権は、消滅する。 (1)使用者が死亡した日から起算して5年を経過し、又は相続人、親族等で祖先の祭祀をつかさどる者がいないと認められるとき。 (2)使用者の住所が10年以上不明で、かつ、第10条第1項に規定する代理人が存在しないとき。	14 II 前項の規定により、使用権が消滅したときは、市長は、墳墓その他の物件を無縁墳墓として一定の場所に改葬し、又は移転することができる。 14 III 改葬又は移転しようとするときは、その90日前までにその旨を告示しなければならない。	21 市長は、許可を受けずに墓地を使用した者に対し、5万円以下の過料を科する。		
114	富山県	〇〇市墓地公園条例	14 市長は、墓地公園の管理上又は公益上特に必要があると認めるときは、使用者に対し、墳墓その他の物件の移転を命ずることができる。 17 市長は、使用料を減免することができる。 18 II 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、墓地を原状に回復し、その費用を使用者から徴収することができる。	13(1)この条例又はこの条例の規定に基づく処分違反した者 (2)許可の条件に違反した者 (3)偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者 (4)墓地の使用の許可を受けた日から起算して3年を経過しても墳墓を設けない者	8 次 の各号に該当するときは、墓地の使用の権利は消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人又は親族等で祖先の祭祀をつかさどる者がいないとき。 (2)使用者の住所が10年以上明らかでないとき。	8 II 市長は、前項の規定により墓地の使用の権利が消滅したときは、墳墓その他の物件を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。 8 III 前項の規定による改葬又は移転しようとするときは、その2ヶ月前までにその旨を告示しなければならない。	21 次 の各号に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。 (1)市長の許可を受けずに墓地を使用した者 (2)第11条又は第12条の規定に違反した者		
115	富山県	〇〇市墓地条例	3 使用の許可には、墓地の管理上必要な条件を付すことができる。 9 II 使用者が原状回復義務を履行しないときは、墓地を原状に回復し、その費用を使用者から徴収することができる。 10 市長は、使用料を減額し、又は免除することができる。	8(1)この条例に違反したとき。 (2)詐欺その他不正の行為により使用許可を受けたとき。	6 次 の各号に該当するときは、使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、その相続人又は親族等で祖先の祭祀をつかさどる者がいないとき。 (2)使用者の住所が10年以上明らかでないとき。	6 II 市長は、前項の規定により使用権が消滅したときは、墳墓その他の設備を他の場所に改葬し、又は移転することができる。			
116	富山県	〇〇市墓苑条例	4 墓地の使用ができる者は、市内に本籍又は住所を有する者。ただし、市長が特別の理由があると認める者については、この限りでない。 8 II 市長は、使用者に対し、墓の設置について制限又は条件を付けることができる。 14 III 使用者が原状回復の措置を行わない場合は、市長は、当該使用者に代わって執行し、その費用を徴収する。	14(1)使用者から墓地返還の届出があったとき。 (2)使用者が死亡し、承継者がいないとき。 (3)使用者が許可を受けた目的以外に使用したとき。 (4)使用者が使用墓地を譲渡し、又は転賃したとき。 (5)使用者が住所不明となって20年を経過したとき。 (6)偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。 (7)墓地に関する法令又は条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。		15 市長は、前条第1項第2号又は第5号の規定により墓地の使用許可を取消したときは、墓その他の設備を無縁墓として処理することができる。	7 納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、別定めるところにより、その使用料の一部を還付することができる。 規則11条		
117	富山県	〇〇市営墓地条例	4 II 使用の許可を受けることができる者は、本市に引き続き1年以上居住し、本市の住民基本台帳に登録されている者又は外国人登録により本市の外国人登録原簿に登録されている者。ただし、市長が特別な事由があると認める者は、この限りでない。 4 IV 市長は、第1項の許可の際、必要な条件を付すことができる。 7 市長は、使用料を減額し、又は免除することができる。 14 II 市長は、使用者が義務を履行しないときは、墓地を原状に回復し、その費用を使用者から徴収することができる。	14(1)偽り又はその他不正な手段により許可を受けたとき。 (2)墓地の使用の許可を受けた日から起算して、7年を経過しても墳墓を設けないとき。 (3)この条例の規定に違反したとき。	10 次 の各号に該当するときは、墓地の使用の権利は消滅する。 (1)使用者が死亡し、墓地の使用権を承継する者がいなくなったとき。 (2)使用者の所在が10年以上明らかでないとき。	10 II 市長は、前項の規定により墓地の使用の権利が消滅したときは、焼骨を一定の場所に改葬し、かつ、墳墓等を撤去することができる。	6 III 既に納められた使用料は返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。	22 次 の各号に該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。 (1)市長の許可を受けずに墓地を使用した者 (2)第13条の規定に違反した者	4 II 使用の許可を受けることができる者は、本市に引き続き1年以上居住し、本市の住民基本台帳に登録されている者又は外国人登録により本市の外国人登録原簿に登録されている者。ただし、市長が特別な事由があると認める者は、この限りでない。

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項
118	石川県	〇〇市菩提公園条例	7 墓所の使用ができる者は、本市に住所又は本籍を有する者。ただし、市長が特別の事由があると認める者については、この限りでない。 9Ⅱ市長は、使用者に対し、墓その他の設備等について、制限又は条件を付けることができる。 11Ⅲ使用者が原状回復を行わない場合は、市長は、当該使用者に代わって執行し、その費用を徴収する。 12Ⅱ市長は、使用料を減免することができる。	11(1)使用者から墓所返還の届出があったとき。 (2)使用者が死亡し、継承者がいないとき。 (3)使用者が許可を受けた目的以外に使用したとき。 (4)使用者が使用墓所を譲渡し、又は転賃したとき。 (5)使用者が許可を受けた日から3年以内に墓を設置しないとき。 (6)使用者が住所不明となって20年を経過したとき。 (7)その他その条例及びこれに基づく規則に違反したとき。		13 市長は、第11条第1項第2号及び第6号の規定により墓所の使用許可を取消したときは、墓その他の設備等を無縁墓として処理することができる。	12Ⅲ使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるものについては、別に定めるところにより、その使用料の全部または一部を還付することができる。  規則12条		
118	石川県	〇〇市墓地条例	2 本市に居住する者又は本市に居住する確実な管理人を有する者に限り、市長は、墓地の使用を許可する。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。	4(1)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2)法令に違反する行為を行ったとき。 (3)使用の許可があつてから2年間墳墓を設けないとき。 (4)公益上又は管理上必要があると認めるとき。	5Ⅲ使用者が住所不明のまま20年を経過したときは、墓地の使用権は消滅する。	5Ⅳ市長は、前項の墓地について、墳墓その他の物件を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。			
120	石川県	〇〇市霊苑条例	4 墓地を使用することができる者は、市内に住所を有する者。ただし、市内に縁故者が在住し、市長が特に認める者については、この限りでない。 5Ⅲ市長は、使用料を減額し、又は免除することができる。 7 市長は、墓地の使用について、一定の条件を付し、又は墓地管理上必要な制限を設けることができる。	10(1)墓碑の設置以外の目的に墓地を使用したとき。 (2)墓地を他に転賃したとき。 (3)墓地に関する法令又は条例若しくはこれに基づく規定等に違反したとき。	11 墓地の使用権は、次の各号に該当するにいつた時、消滅する。 (1)使用者の死亡後3年以内において使用権の承継をする者がいないとき。 (2)使用者が住所不明のまま20年を経過したとき。			9Ⅱ既に納めた使用料は、還付しないものとする。ただし、返還するまでに墓碑を設けていなかった墓地については、その使用料を還付する。	
126	福井県	〇〇市墓地公園の設置及び管理に関する条例	5 霊地を使用することができる者は、本市に住所を有する戸籍の筆頭者でなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、今限りでない。 8 市長は、使用料を納付できないと認められた者については、使用料を減額することができる。 10 市長は、許可した霊地の位置を変更し、若しくは返還させ、又は墓碑その他の物件の位置を変更させることができる。 10Ⅱ市長は相当の補償をし、又は前条の規定にかかわらず既納の使用料の一部を還付することができる。	15 使用者がこの条例又はこれに基づく規則及び命令に違反した場合	16 次の各号に該当するときは、霊地の使用権は消滅する。 (1)霊地の使用許可を受けた日から、これを使用しないで3年を経過したとき。 (2)使用者が死亡した場合において5年以内に第13条の規定による使用権の承継をしないとき。 (3)使用者の所在が不明となり、第13条の規定による使用権の承継をせず10年を経過したとき。	17 市長は、前2条の規定により使用権が取り消され、又は使用権が消滅した場合は、墓碑その他の物件を一定の場所に改葬又は移転することができる。 17Ⅱ市長は、改葬又は移転するときは、3月前にその旨告示する。	9 既納の使用料は、還付しない。		
128	福井県	〇〇市松山墓園設置および管理規程	3 墓園を使用できる者は、 (1)鯖江市に住所を有するもの (2)鯖江市に本籍を有するもの (3)その他理事長がやむを得ない事由があると認められたもの 8 理事長は、使用料等を減免することができる。 15Ⅱ前項の原状回復義務を履行しないときは、理事長は義務者に代わって執行し、または第三者に執行させその費用は義務者から徴収する。	14(1)この規程による許可に付した条件に違反している者 (2)偽りその他不正な手段により許可を受けた者 (3)墓園の使用許可を受けた後5年を経過しても使用せず碑石等の設備を設けない者 (4)所定の使用料等を納付しない者 (5)その他この規程の定め違反した者	16 次の各号に該当するときは、墓園の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡した日から起算して5年を経過して相続人又は親族で祖先の祭礼をつかさどる者がいないとき。 (2)使用者の住所が10年以上明らかでないとき。	16Ⅱ前項の規程により、使用権が消滅したときは理事長はその墓園を一定の場所に改葬し、または移転することができる。	7Ⅳ既納の使用料等は還付しない。ただし、理事長が特別の事由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。  規定なし		
129	福井県	〇〇市墓地条例	3 市長は、第1項の使用の許可の際、必要な条件を付することができる。 6 市長は、使用料等を免除することができる。	11(1)墳墓の設置以外の目的に墓地を使用したとき。 (2)使用権を譲渡し、又は墓地を転賃したとき。 (3)墓地の使用の許可を受けた日から3年以内に墓碑を設けないとき。 (4)この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。	12 次の各号に該当するときは、使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、使用権を承継する者がないと判明したとき。 (2)使用者の所在が不明となって10年を経過したとき。		7 既納の使用料等は、還付しない。ただし、墓地の使用許可を得た日から1年以内に限り、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。  規則に定めなし		
130	山梨県	〇〇市墓地条例	3Ⅱ市長は、相当の理由があると認めるときは、本市以外に住所を有する者に対し、使用の許可をすることができる。 5 使用料は、市長が特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。 5Ⅲ市長は、墓地管理上必要があると認めるときは、墳墓地の使用者に対し、必要な負担をさせることができる。 10Ⅲ使用者が原状回復の処置を行わなかった場合は、市長においてこれを行い、その費用は、使用者の負担とする。	10(1)使用者が許可を受けた日から使用することなく3年を経過したとき。 (2)使用者が5年間第2年以降の使用料を納めないとき。 (3)使用者が許可を受けた目的以外に使用したとき。 (4)使用者が墳墓地を譲渡し、又は転賃したとき。 (5)使用者が法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。 10-2 使用者が次の各号に該当するときは、使用許可を取り消す。 (1)使用者が死亡した日から起算し、2年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。 (2)使用者が住所不明となり、5年を経過したとき。			6 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。  規則8条		

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項
134	長野県	〇〇市霊園条例	6 聖地を使用しようとする者は、本市に住所を有する者。ただし、中山霊園内及び奈川霊園内の聖地を使用する場合並びに市長が特に認めたときは、この限りでない。 7 市長は、聖地等使用者に使用の場所以及工作物その他の施設に制限又は条件を付し、若しくは必要な施設の設置を命ずるものとする。この場合の経費は、すべて聖地等使用者の負担とする。 12 II 市長は、使用料を減免することができる。	11(1)聖地等を使用許可を受けた目的以外の目的に使用したとき。 (2)使用権を第三者に譲渡し、又は転賃したとき。 (3)詐欺その他不正の行為により使用許可を受けたとき。 (4)聖地使用者が使用許可を受けた日から祭祀施設を建設することなく3年を経過したとき。 (5)聖地使用者が第16条に規定する管理料を3年間納入しないとき。 (6)この条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の付した条件等に違反したとき。	26 聖地使用者が次の各号に該当するときは、聖地の使用権は消滅する。 (1)聖地使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても祭祀の主権者がいないとき。 (2)聖地使用者が法人である場合において、当該法人が解散し、5年を経過しても祭祀の主権者がいないとき。 (3)聖地使用者の住所が不明で7年を経過し、かつ、その者の住所が確認できないとき。	26 II 市長は、前項の規定により、聖地の使用権が消滅したときは、無縁として改葬することができる。	28 既に納めた使用料等は還付しない。ただし、使用料については、市長が特に必要と認めるときは、既納の使用料の一部又は全部を還付することができる。 28 II 使用料を還付する場合の割合は、別に規則で定める。  規則18条 1年以内で使用場所の全部を返還したとき 既納使用料の3分の2 1年を超え3年以内で使用場所の全部を返還したとき 既納使用料の2分の1 3年を超えて使用場所の全部を返還したとき 既納使用料の3分の1	32 市長は、第11条第1項第1号又は第2号の規定に違反した者に対しては、5万円以下の過料を科する。 32 II 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。	
135	長野県	〇〇市霊園条例	3 霊園を利用しようとする者は、本市に住所又は本籍を有する者。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 6 市長は、利用者に対し、利用場所の設備又は工作物等について、制限又は条件を付け、若しくは維持管理に必要な設備その他の負担を負わせることができる。 8 市長の承認を受けたときは、原状に復さないで返還することができる。 9 市長は、利用場所の変更又は返還をさせることができる。 9 II 変更又は返還をさせたときは、市長は、補償料を交付する。 10 III 利用者が原状回復の義務を履行しないときは、市長は、自らこれを行い、その費用を利用者から徴収する。 16 市長は、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。	10(1)利用者が死亡した日から起算して3年を経過しても第6条に規定する利用承継の申出がないとき。 (2)利用者が許可を受けた目的以外に利用したとき。 (3)市長の許可を受けずに、他人に利用させたとき。 (4)利用者が霊園の利用について法令に違反したとき。 (5)管理料を3年以上滞納したとき。	12 市長は、第10条の規定により、利用許可を取り消したときは、その墳墓を一定の場所に改葬することができる。	17 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、利用許可を受けた後3年以内にその場所の全部を自ら返還したときは、既納の永代使用料の半額を還付することができる。	22 許可を受けずに霊園を利用した者に対しては、5,000円以下の過料に処する。	21 この条例に定めるもののほか、霊園の管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	
136	長野県	〇〇市霊園条例	8 市長は、使用者の聖地内施設に制限若しくは条件を付け、又は必要な処置を命ずることができる。この場合の経費は、すべて使用者の負担とする。	13(1)使用者が聖地を目的以外に使用したとき (2)聖地を譲渡し、又は転賃したとき (3)第9条に規定する使用者の義務を怠り、管理料を5箇年分滞納したとき (4)偽り、その他不正な手段により許可を受けたとき (5)使用者が死亡し、又は住所不明であって5箇年を経過しても前条に規定する承継の申出がないとき (6)使用者が法人である場合において当該法人が解散し、1箇年を経過しても前条に規定する承継の申出がないとき	18 市長は、第13条第1項第5号又は同項第6号の規定により使用許可を取り消したときは、その墳墓及び碑石等を方霊聖地に改葬又は移転し、無縁として処理することができる。	20 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。  規則に定めなし	24 市長は、次の各号に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。 (1)聖地を使用目的以外に使用し、又は聖地を譲渡し、若しくは転賃した者 (2)市長の許可なく、聖域内で営業活動を行った者 (3)みだりに聖域内の施設を損傷又は滅失した者 24 II 前項の過料の額は、情状により市長が定める。		
137	長野県	〇〇市霊園の設置及び管理に関する条例	9 市長は、霊園使用者に対し維持管理に必要な制限、その他適当な措置をとるよう命ずることができる。	11(1)使用の許可を受けた目的以外の目的に使用したとき (2)市長の許可なく使用権を他人に譲渡し、又は転賃したとき (3)偽り、その他不正な手段により許可を受けたとき (4)第15条第1項の規定による管理料を5年間滞納したとき (5)法令及びこの条例又はこの条例に基づく規則若しくはこれに基づく命令に違反したとき	12 霊園使用者又はその承継人若しくは親族の所在が不明で10年を経過し、かつ、縁故者がいないときは、霊園の使用権は消滅する。	13 市長は、前2条の規定により霊園使用者の使用権を取り消し、又は使用権が消滅したときは、その墳墓を須坂市合葬式墓地へ改葬することができる。	17 既納の使用料及び管理料は還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときはこの限りでない。  規則に定めなし		
138	長野県	〇〇市高峯聖地公園条例	11 市長は、使用者の一般聖地内施設に制限若しくは条件を付け、又は必要な処置を命ずることができる。 19 原形復旧又は必要な処置を命ぜられた者がその義務を履行しないときは、市長は自らこれを執行し、その費用を当該使用者から徴収する。	9(1)この条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の付した条件に違反したとき (2)一般聖地を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転賃したとき (3)清掃手数料を5年分滞納したとき (4)偽りその他不正な手段により許可を受けたとき (5)使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても承継人がいないとき (6)使用者の住所が不明で10年を経過し、なおその者の住所が確認できないとき (7)使用者が法人である場合、当該法人が解散し、祭祀を主宰するものがないとき		16 既納の使用料及び清掃手数料は、還付しない。許可を受けた日から1年以内に使用している一般聖地を返還したときは、既納の使用料を還付するものとする。 24 II 合葬式聖地 既納の使用料は、還付しない。	36 前条各号の行為をした者に対しては、10,000円以下の過料を科す。 36 II 過料の額は、情状により市長が定める。		
139	長野県	〇〇市霊園条例	7 聖地を使用しようとする者は、本市に本籍又は住所を有する者。市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 8 市長は、使用者の聖地内施設に制限若しくは条件を付け、又は必要な処置を命ずることができる。この場合において、経費はすべて使用者の負担とする。	14(1)聖地を目的以外に使用したとき (2)権利を譲渡し、又は聖地を転賃したとき (3)第9条の規定する義務を怠り、管理料を滞納したとき (4)偽りその他不正な手段により許可を受けたとき (5)使用者が死亡し、又は住所不明であって、5年を経過しても前条に規定する承継の申出がないとき (6)使用者が法人である場合において、当該法人が解散し、1年を経過しても前条に規定する承継の申出がないとき	18 第14条第1項第5号又は第6号の規定により使用許可を取り消したときは、その墳墓及び碑石等を無縁聖地に改葬し、又は移転し、無縁として処理することができる。	20 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。  規則に定めなし			

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項
140	長野県	〇〇市有墓地条例	4 墓地を使用しようとする者は、本市に住所又は本籍を有する者。ただし、市長が特に認めた者は、この限りでない。 6 市長は、使用者に使用の場所及び工作物その他の施設に制限又は条件をつけ、若しくは必要な施設の設置を命ずることができる。	10(1)使用の許可を受けた目的以外の目的に使用したとき (2)使用権を許可なく第三者に譲渡し、又は転賃したとき (3)偽りその他不正な手段により許可を受けたとき (4)この条例又は条例に基づく規則若しくは市長の付した条件等に違反したとき (5)使用者が死亡し、相続人又は親族若しくは縁故者等で祖先の祭祀を主宰する者がいないとき (6)使用者の住所が不明で5箇年を経過し、なおその者の住所が確認できないとき		15 市長は、第10条第1項第5号及び第6号の理由が発生したときは、その墳墓又は碑石、形骸類等を5年間の年限をもって、一定の場所に改葬又は移転することができる。 15Ⅲ第1項の規定による改葬又は移転後、5年を経過したときは、市長は無縁として処理することができる。	17 第14条により墓地を返還したときは、既納の使用料は還付するものとする。  規則に定めなし	17 第14条により墓地を返還したときは、既納の使用料は還付するものとする。	
141	長野県	〇〇市永明寺山公園墓地条例	7Ⅱ市長が特別の理由があると認めるときは、第4条第4項本文に規定する者以外であっても、聖地申請者となることができる。 15 市長は、聖地使用者の聖地内施設に制限若しくは条件を付し、又は必要な措置を講ずるよう命ずることができる。この場合の経費は、すべて聖地使用者の負担とする。 19 聖地使用者が原形復旧の義務を履行しないときは、市長がこれを行い、その費用を聖地使用者又は管理人から徴収する。	17(1)聖地使用者が聖地を目的以外に使用したとき (2)聖地使用権を譲渡し、又は転賃したとき (3)使用料を納入期限から3月を経過してもなお完納しないとき (4)管理料を5年分納入しないとき (5)偽りその他の不正な手段により許可を受けたとき (6)聖地使用者が住所不明となつてから10年を経過しても第12条に規定する承継の申請がないとき (7)その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき	17Ⅲ次の各号に該当するときは、聖地使用権は消滅する。 (1)聖地使用者が死亡してから10年を経過しても第12条に規定する承継の申請がないとき (2)聖地使用者が法人である場合において当該法人が解散し、10年を経過しても第12条に規定する承継の申請がないとき (3)第13条の規定による届け出があったとき	18 市長は使用許可を取り消し、聖地使用権が消滅したときは、その聖地の墳骨等を方置聖地又は合葬式墓地の共同埋蔵場所に改葬し、墳墓等を一定の場所に移転することができる。	14 聖地使用者が、次の各号に掲げる期間未使用聖地を返還した場合に限り、当該各号に定める割合を既納の使用料に充て得た額を還付する。 (1)許可を受けた日から1年以内 60% (2)許可を受けた日から1年を超え3年以内 40% (3)許可を受けた日から3年を超え5年以内 20%		
142	長野県	〇〇市墓園条例	7 聖地を使用しようとする者は、本市に本籍又は住所を有する者。市長が特に認めたときはこの限りでない。 8 市長は、使用者に対し、施設の設置に必要の制限をし、若しくは条件を付け、又は必要な措置を命ずることができる。この場合の経費は、すべて使用者の負担とする。 14Ⅱ市長は使用料を減免することができる。 19 使用者が原形復旧の義務を履行しないときは、市長がこれを行い、その費用を使用者から徴収する。	13(1)聖地を目的以外に使用したとき (2)第10条第3項の規定に違反したとき (3)第9条に規定する使用者の義務を怠り、又は第16条第1項に規定する管理料を5年分滞納したとき (4)偽りその他不正な手段により許可を受けたとき (5)使用者が死亡し、又は住所不明であつて、5年を経過しても前条に規定する承継の申出がないとき (6)使用者が法人である場合において、当該法人が解散し、1年を経過しても前条に規定する承継の申出がないとき	18 市長は、使用許可を取り消したときは、その聖地の墳骨等はやすらぎ聖地に改葬し、その墳墓、碑石等は市長の定める場所に移転し、無縁として処理することができる。	20 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。  規則11条	24 次の各号に該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1)聖地を許可なく譲渡し、又は転賃した者 (2)聖地を目的以外に使用した者 (3)市長の許可を受けずに聖地内で営業活動を行った者 24Ⅱ許欺その他不正な行為により使用料及び管理料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。		
143	長野県	〇〇市墓園条例	5Ⅱ市長は、前項の許可について必要な条件を付することができる。 11Ⅲ使用者が原状回復処理を行わなかったときは、市長において原状に回復し、その費用を当該使用者から徴収する。	11(1)許可を受けた目的以外の目的に墓園を使用したとき (2)使用権を他人に譲渡し、又は転賃したとき (3)偽り又は不正な手段により使用の許可を受けたとき (4)法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき	12 次の各号にいずれかに該当するときは、使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても使用権を承継する者がいないとき (2)使用者及びその家族が住所不明となり、かつ、縁故者がなく5年を経過したとき。	12Ⅱ市長は、前項の規定により使用権が消滅したときは、区画の所在及び物件を無縁と市、一定の場所に改葬し、又は移転することができる。	8Ⅲ既納の使用料及び管理料は、還付しない。		
144	長野県	〇〇市墓園条例	6 市長は、利用者に対し、利用の場所の聖地、墳墓、碑石等について、制限又は条件を付することができる。この場合の経費は、すべて利用者の負担とする。 12 市長は、聖地の管理その他事業執行上必要があると認めるときは、利用場所の変更又は返還をさせることができる。 13Ⅲ利用者が原状回復義務を履行しないときは、市長は、自らこれを行い、その費用を利用者から徴収することができる。	13(1)利用者が死亡した日から起算して3年を経過しても第7条に規定する承継の届出がないとき (2)利用者が5年間管理料を滞納したとき (3)利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則または市長の付した条件等に違反したとき		14 市長は、前条の規定により利用の許可を取り消したときは、その墳墓及び碑石等を一定の場所に改葬することができる。	18 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者が利用許可を受けた日から3年以内に聖地の全部を自ら返還したときは、既納の使用料の半額を返還する。		
145	長野県	〇〇市墓園条例	6 聖地を使用しようとする者は、安曇野市に本籍又は住所を有する者。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。 7 市長は、使用者に使用の場所及び工作物その他の施設に制限又は条件をつけ、若しくは必要な施設の設置を命ずることができる。この場合の経費は、すべて使用者の負担とする。 20 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、市長がこれを行い、その費用を義務者から徴収する。	12(1)使用者が死亡した日から起算して3年を経過しても、前条に規定する使用承継の申出がないとき (2)使用者が目的以外に使用したとき (3)使用権を第三者に譲渡し、又は聖地を転賃したとき (4)市長の命ずる聖地の維持及び管理をしないで放任のまま5年を経過したとき (5)管理料を納めないまま3年を経過したとき (6)偽りその他不正な手段により許可を受けたとき (7)この条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の付した条件等に違反したとき (8)安曇野市外に本籍及び住所を移し、若しくは住所不明で5年を経過し、相続人又は親族、縁故者等、祭祀を主宰する者がいないとき		19 市長は、第12条の規定により、使用許可を取り消したときは、その墳墓又は碑石を一定の場所に改葬又は移転し、無縁として処理することができる。	21 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、使用者が使用場所を返還した場合において、市長が必要と認めたときは、既納の使用料の一部または全部を還付することができる。  規則12条	22 市長は、次の各号に該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。 (1)聖地を使用の許可を受けた目的以外に使用した者 (2)聖地の使用権を第三者に譲渡し、又は聖地を転賃した者 22Ⅱ許欺その他不正な手段により聖地の使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。	

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項
147	岐阜県	〇〇市墓園の設置及び管理に関する条例	6 墓地を使用しようとする者は、本市に住所を有する者。ただし、市長において必要があると認めるときは、この限りではない。 7 市長は、使用者に対し、使用場所及び工作物その他の施設に制限若しくは条件を付け、又は必要な設備その他の負担を負わせることができる。 10 市長において、使用料を減免することができる。 18 市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。 19 市長は、必要があると認めるときは、使用場所又は所在物件を移転又は返還させることができる。 19 II 市長は、換地及び補償料を交付する。	20(1)許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき (2)使用権を譲渡し、又は使用場所を転賃したとき (3)他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認められるとき (4)使用場所の施設の維持及び保護をしないで、放置したまま3年を経過したとき (5)許可を受けた日から墳墓の造営又は碑石、形像類の建設をしないで5年を経過したとき (6)管理料を納入しないとき (7)偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れたとき (8)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき	21 次の各号に該当するときは、使用権は、消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人又は親族若しくは縁故者等祖先の祭祀を主宰する者がいないとき (2)使用者である法人が解散したとき (3)使用者が住所不明となり10年を経過したとき	22 前条第1号及び第2号の理由が発生した日から5年を経過し、又は第3号に該当したときは、市長は、その墳墓、碑石、形像類等を一定の場所に改葬又は移転する。	24 既納の使用料等は、還付しない。使用者が使用場所を返還した場合には、市長が必要と認めるときは、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。 規則16条	26 次の各号に該当する者に対しては、2,000円以下の過料を科す。 (1)許可を受けた目的以外に墓地を使用した者 (2)偽りその他不正な手段により使用の許可を得、又は使用料等の徴収を免れた者 (3)この条例又はこれに基づく規則及び指示に違反した者 (4)墓地を許可を得ないで使用者	
148	岐阜県	〇〇市墓地公園の設置及び管理に関する条例	5 墓地を使用できる者は、本市に住所を有する者。市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。 7 III 市長は、墓地の使用について制限若しくは条件を付し、又は維持管理上必要な設備の設置その他適当な措置を指示することができる。 9 市長は、使用料を減免することができる。 12 市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。 13 市長は、使用場所又は所在の物件を移動し、又は返還させることができる。 13 II 移転又は返還させたときは、換地及び補償料を交付する。 15 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、市長は、これを執行し、その費用を義務者から徴収することができる。	14(1)許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき (2)第7条第2項に規定する返還義務を怠ったとき (3)使用権を第11条に定める承継者以外の者に譲渡し、又は使用場所を転賃したとき (4)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則若しくは指示に違反したとき	18 次の各号に該当するときは、墓地の使用権は、消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人又は親族若しくは縁故者等祖先の祭祀を主宰する者がいないとき (2)使用者が住所不明となり10年を経過したとき	17 市長は、使用者が次の各号に該当すると認めるときは、当該使用者の墓碑等を無縁墓碑等として所定の場所に改葬及び移転することができる。 (1)使用者が死亡した日から起算して5年を経過するまでの間に、使用承継の申請がないとき (2)使用者が住所不明となり、7年を経過したとき	16 既納の使用料及び管理料は還付しない。ただし、使用許可を受けた後3年以内又は使用許可を受けた後5年以内使用場所の全部を返還したときは、既納使用料の2分の1に相当する額を還付することができる。	7 使用者は、使用許可を受けた日から3年以内に墓碑等を建立しなければならない。 7 II 前項に定める期間内に墓碑等を建立しなかった場合は、返還しなければならない。	
149	岐阜県	〇〇市墓地条例	6 墓地を使用しようとする者は、本市に住所を有する者。市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 8 市長は、墓地の管理上必要と認めるときは、墓地の使用に關し、制限若しくは条件を付し、又は必要な措置を行わせることができる。 12 市長が特別の理由があると認めるときは、永代使用料を減免することができる。 15 市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。 15 II 市長は、使用者が原状復旧を行わない場合は、これを執行し、その費用を使用者から徴収する。 16 市長は、必要があると認めるときは、墓地、墳墓、碑石等を改葬若しくは移転させ、又は返還させることができる。	17(1)許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき (2)使用権を承継人以外の者に譲渡し、又は墓地を転賃したとき (3)この条例又はこれに基づく規則若しくは指示に違反したとき	18 次の各号に該当するときは、墓地の使用権は、消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人又は親族若しくは縁故者等祖先の祭祀を主宰する者がいないとき (2)使用者が住所不明となり10年を経過したとき	13 第10条の規定により使用権が消滅した場合において、当該墓地に墓碑が残るときは、市長は当該墓碑を一定の場所に移転することができる。 13 II 前項の規定により移転した後3年を経過したときは、市長は無縁として処置することができる。	13 既納の永代使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部を還付することができる。		
150	岐阜県	〇〇市営墓地の設置及び管理に関する条例	7 市長は、使用料を減免することができる。	12(1)他人に転賃し、又は他人に譲渡する目的を持って使用許可を得たと認めるとき (2)市長が定める納期限内に使用料の全額を納付しないとき (3)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき	10 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、墓地の使用権を消滅させる。 (1)使用者又は前条の規定により使用権を承継した者が死亡し、使用権を承継する者がいないとき (2)使用者等が住所不明又は生死不明となり5年を経過したとき	13 第10条の規定により使用権が消滅した場合において、当該墓地に墓碑が残るときは、市長は当該墓碑を一定の場所に移転することができる。 13 II 前項の規定により移転した後3年を経過したときは、市長は無縁として処置することができる。	8 既納の使用料は、還付しない。特に市長が必要と認められた場合に限り還付することができる。		
151	岐阜県	〇〇市営墓地条例	4 次の各号に該当するときは、前条の使用料を減免することができる。	規則8条 (1)第2条の規定による目的以外に墓地を使用したとき (2)使用権を承継人以外の者に譲渡し又は使用場所を転賃したとき (3)法令その他の規定又は市長の指示に従わないとき	規則9条 使用者が次の各号に該当するときは、墓地の使用権は、消滅する。 (1)使用権を承継する者がいないとき (2)使用者及びその承継人が所在不明となり、10年を経過したとき	規則10条 前条の場合において使用権の消滅後5年を経過したときは、市長は、その墳墓、碑石類と一定の場所に改葬又は移転することができる。 (1)使用者及びその承継人が所在不明となり、10年を経過したとき	6 既納の使用料は還付しない。次の各号のいずれかに該当するときはその一部を還付することができる。 (1)未だ埋葬しないうちに不要となり、使用場所全部を返還したとき 2分の1 (2)使用した墓地が改葬によって不要となり、使用場所全部を返還したとき 3分の1		
152	岐阜県	〇〇市営墓地条例	10 市長は、設置された工作物が墓地に不適切なものであると認めるとき、又は第3条の規定に違反して墓地が使用されていると認めるときは、使用者に対して工作物の撤去若しくは改修又は墓地の使用方法の改善を命ずることができる。 13 市長は、使用料及び管理料を減免することができる。	15(1)偽りその他不正の行為により使用権又は承継の許可を受けたとき (2)使用の許可に付した条件を遵守しないとき (3)第3条、第8条又は第9条の規定に違反したとき (4)第10条の規定による命令に従わないとき (5)使用者が正当な事由なくして3年以上管理料を納めないとき (6)墓地に係る法令の規定に違反したとき (7)その他墓地を管理するために必要な指示に従わないとき	17 市長は、次の各号に該当するときは、墓地の使用権を消滅させ、墓の告示を行うものとする。 (1)使用者が死亡した日から5年以内第5条第1項の許可を受ける者がなかったとき (2)使用者が5年以上の間、居所不明で、第6条第1項の規定による届出をしなかったとき、又は第9条に規定する義務を履行しなかったとき	18 市長は、墓地の使用権を消滅させたときは、焼骨を改葬し、及びその墳墓、墓碑又は形像類を移転することができる。 18 II 市長は使用権の消滅の日から起算して5年を経過したときは、前項の規定により改葬した焼骨を無縁として処置することができる。	14 既納の使用料及び管理料は、還付しない。 14 II 次の各号に該当するときは、当該各号に掲げる額を還付する。 (1)使用料 使用の許可の取消しを受けないで当該許可を受けた区画を返還した場合で、当該区画の使用を開始していなかったときは、既納の使用料の2分の1の額		
153	岐阜県	〇〇市墓地条例	9 市長は、墓地の維持管理上必要があると認めるときは、利用権者に対して、特別な措置を命ずることができる。 9 II 利用権者が命ぜられた措置をしないときは、市長がこれを行い、その費用は、利用権者から徴収する。 10 IV 公共のため、又は墓地の管理上必要やむを得ない事情が生じたときは、利用区画の変更若しくは返還又は物件の位置の変更をさせることができる。この場合、代替地の提供若しくは相当額の補償又は既納使用料の全部又は一部の還付を行う。	10 II 偽りその他不正の行為により使用権又は承継の許可を受けたとき (2)使用の許可に付した条件を遵守しないとき (3)第3条、第8条又は第9条の規定に違反したとき (4)第10条の規定による命令に従わないとき (5)使用者が正当な事由なくして3年以上管理料を納めないとき (6)墓地に係る法令の規定に違反したとき (7)その他墓地を管理するために必要な指示に従わないとき	17 市長は、次の各号に該当するときは、墓地の使用権を消滅させ、墓の告示を行うものとする。 (1)使用者が死亡した日から5年以内第5条第1項の許可を受ける者がなかったとき (2)使用者が5年以上の間、居所不明で、第6条第1項の規定による届出をしなかったとき、又は第9条に規定する義務を履行しなかったとき	18 市長は、墓地の使用権を消滅させたときは、焼骨を改葬し、及びその墳墓、墓碑又は形像類を移転することができる。 18 II 市長は使用権の消滅の日から起算して5年を経過したときは、前項の規定により改葬した焼骨を無縁として処置することができる。	10 III 墓地の利用権者が行方不明等により管理義務が履行されず、10年を経過してなお管理する者が不明の場合には、市公報に公表し、1年を経過した後に利用権は、自然消滅する。無縁墳墓として他の場所に改葬し、又は移転することができる。	10 墓地が不要になった時は、利用権者は、速やかに届出て、その場所を原状回復し、許可証を添えて返還届を提出しなければならない。この場合、未利用の場合は既納の使用料の10割、既利用の場合は既納の使用料を減額して還付する。	

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項
156	静岡県	〇〇市営墓地条例	11 市長は、利用者に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 14 市長は、使用料又は管理料を減額し、又は免除することができる。 19 資料は、墓地の管理及び運営上必要があると認めるときは、利用者に対して、改葬又は所在物件の移転を命じることができる。 19Ⅱ 市長は、その旨を予告し、換地及び補償料を交付する。	16(1)利用者が死亡の日から起算して3年を経過しても、当該利用者に代わり祭祀を主宰すべき者がいないとき (2)利用者が3年間管理料を納めないとき (3)利用者が許可の条件に違反したとき (4)利用者が法令、条例、規則に違反したとき (5)墓地の管理上必要があると認めるとき			15 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、利用の許可を受けた後3年以内に墓所を返還したときは、既納の使用料の2分の1に相当する額を還付する。		
159	静岡県	〇〇市営天城墓園条例		15(1)偽り又は不正の手段により使用許可を受けたとき (2)使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸したとき (3)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき (4)第10条第3項ただし書に規定する使用料の分納をしないとき (5)管理料を3年以上納付しないとき	18 指定管理者は、使用者が10年以上不明の場合は、焼骨等を改葬し、墓碑その他の物件を移転することができる。		11 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、使用許可の日から起算して3年以内に、未使用の墓所が返還された場合においては、使用料の5割に相当する額を還付することができる。		
160	静岡県	〇〇市墓園条例	20 市長は、墓園の管理用必要があると認めるときは、使用者に対し、他の場所への焼骨の改葬又は墳墓の移転を命じることができる。 21 市長は、使用者が原形復旧の義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。	10(1)前2条の規定に違反したとき (2)第6条第2項の規定により付された条件に違反したとき (3)偽りその他不正の手段により、その許可を受けたとき (4)前3号に掲げる場合のほか、墓所の管理上不適当と認めるとき 10Ⅱ 前項に定めるもののほか、市長は、公益のためやむを得ないと認めるとき	19 墓所の使用権は、使用者の死亡の日から3年を経過しても祭祀を主宰する承継者が安否不明なとき、又は使用者が住所不明となり7年を経過したときは、消滅する。	19Ⅱ 市長は、前項の規定により墓地の使用権が消滅したときは、墓園内の一定の場所へ焼骨を改葬し、又は墳墓を移転し、若しくは処分することができる。	14 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、使用者が許可を受けた日から起算して3年以内に墓所を返還したときは、既納の使用料及び管理料の半額を還付するものとする。		
161	静岡県	〇〇市森林墓園条例	8 市長は、墓園の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。	13(1)使用者が偽り又は不正の手段により使用の承認を受けた事実が判明したとき (2)使用者が5年間管理料を納入しないとき (3)使用者が死亡し、祭祀を主宰すべき者がいないとき (4)使用者が法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき (5)その他市長が管理上必要と認めるとき		14 市長は、前条第3項の規定により墓所の使用の承認を取り消したときは、当該墓所に係る焼骨等及び碑石等を無縁として処理することができる。	12 既納の使用料及び管理料は、還付しない。使用者が墓所の使用の承認を受けた日から起算して2年以内に未使用のまま墓所を返還したときは、使用料の2分の1に相当する金額を還付する。		
163	静岡県	〇〇市営墓地条例	11 市長は、墓地の管理上必要があると認めるときは、使用者に対して必要な措置をとることを命ずることができる。	15(1)使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づき処分又は許可に付された条件に違反したとき (2)使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき (3)使用者が管理料を5年間納付しないとき (4)使用者が焼骨の埋葬以外の目的で墓所を使用したとき (5)使用者が使用権を他人に譲渡し、又は転貸したとき	16 市長は、前条第1項の規定により使用の許可を取り消したときは、焼骨を改葬し、又は墳墓その他の設備を移転することができる。		10 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、使用者が使用の許可を受けた日から起算して2年以内に使用しないで墓所を返還したときは、使用料の2分の1に相当する金額を還付する。		
164	静岡県	〇〇市墓園条例	4Ⅲ第1項の許可には、制限又は、条件を付することができる。	9(1)この条例又は、これに基づく規則に違反したとき (2)公益上又は管理上必要があるとき		11 利用者又は、第8条の規定により承継を受けることができる者の所在が10年以上不明の場合は、市長は焼骨を改葬し、碑石等を移転することができる。	7 既納の使用料は還付しない。ただし、利用者が利用の許可を受けた日から3年以内に、利用場所を返還した場合において、市長が相当の理由があると認めるときは、全部又は、一部を還付することができる。		
166	愛知県	〇〇市立墓園・斎場条例	5 墓地を使用しようとする者は、墓地を自己の死亡した親族の墳墓の用に供しようとする者であつて、本市に引き続き6月以上住所を有する者 5Ⅱ 市長は、相当の事由があると認めるときは、使用を許可することができる。 8 市長は、墓園使用者に対し、その使用について制限若しくは条件を附し又は維持管理上必要な設備の設置その他適当な措置をとるべきことを命ずることができる。	11(1)使用場所を許可を受けた目的以外に使用したとき (2)許可なく使用権を他人に譲渡し、又は使用場所を転貸したとき (3)使用者が死亡した日から起算して2年を経過しても、なお、当該墓地使用者に代わって祭祀を主宰する者が墓地の使用権の承継を市長に申請しないとき (4)管理料を5年間納めないとき (5)法令又はこの条例若しくはこれに基づく命令に違反したとき (6)使用許可を受けた日から2年を経過しても、なお、その許可に係る墓地又は長期納骨壇を使用しないとき (7)墓地使用者が、住所不明となって10年を経過したとき	12 次の各号に該当する事由が生じたときは、墓地の使用権は、消滅する。 (1)墓地の利用者である法人が解散したとき (2)埋蔵又は埋葬後20年を経過して墓地使用者又はその承継人若しくは親族の所在が不明であり、かつ、縁故者がいないとき	13 市長は、墓地使用者の使用権を取り消し、又は使用権が消滅したときは、その墳墓を一定の場所に改葬するものとする。	9Ⅱ 墓地使用者が、使用許可を受けた日から2年以内で、かつ、使用前に、使用場所の全部を返還したときは、既納の使用料の半額を還付する。	22 墓園内の土地、施設物若しくは樹木を故意に損傷し又は許可なく使用した者に対しては、2,000円以下の過料を科すことができる。	
166	愛知県	〇〇市みどりが丘公園条例	10Ⅱ 市長は、使用者に対して、使用墓地の維持管理に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 10Ⅲ 使用者が前項の規定による措置を行わないときは、市長は、自らこれを行い、その費用を義務者から徴収する。 17Ⅱ 市長において特別の事由があると認めるときは、墓地の使用料又は管理料を減免することができる。	13(1)使用墓地を墳墓の用に供する目的以外に使用したとき (2)市長の承認なく使用権を他人に譲渡し、又は使用墓地を転貸したとき (3)法令又はこの条例(第16条の規定を除く。)若しくはこれに基づく命令に違反したとき (4)使用者が死亡した日から起算して2年を経過しても、なお、当該使用者に代わって祭祀を主宰する者が墓地使用権の承継を市長に申請しないとき (5)管理料を5年間納めないとき (6)使用許可を受けた日から2年を経過しても、なお、その許可に係る墓地を使用しないとき (7)使用者が、所在不明となって10年を経過したとき	14 市長は、使用者の使用権を取り消したときは、その墳墓を一定の場所に改葬することができる。	15Ⅲ第11条第3項及び第12条第2項の規定に該当する場合のほか、既納の使用料は還付しない。	24 次の各号に該当する者に対しては1万円以下の過料を科する。 (1)園内の土地又は施設を故意に損傷し、又は許可なく使用した者 (2)第19条の規定に違反して同条第1項第2号に掲げる行為をした者		

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項
167	愛知県	〇〇市春雨墓苑条例	16 市長は、墓地の管理上特に必要があると認めるときは、使用場所を変更させ、又は墳墓等及び焼骨を移転させることができる。 18 市長は、使用料を減免することができる。	12(1)使用の許可を受けた日から3年以内に墳墓を設けないとき (2)使用場所の維持管理をなさず、放任のまま5年を経過したとき (3)この条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき	13 使用権は、使用者が死亡した日から5年以内に第10条の規定による承継がなされないときは、消滅するものとする。	13 II 市長は、使用権が消滅したときは、使用権が消滅した墓地内に存在する墳墓等及び焼骨を所定の場所に移転することができる。 14 使用は、前条第2項の規定によって移転した後10年を経過したときは、無縁として墳墓等及び焼骨を処理することができるものとする。	17 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、墓地永代使用料に限り、その全部又は一部を還付することができる。  規則11条		
168	愛知県	〇〇市墓地条例	5 市長は、墓地の管理上支障があると認めるときは、使用を禁止し、又は制限することができる。	11(1)使用者が使用場所の許可を受けた目的以外に使用したとき (2)市長の許可なく使用権を他人に譲渡し、又は使用場所を他に貸したとき (3)法令又はこの条例に違反したとき (4)公益若しくは公共用の理由により、市長が必要と認めるとき				16 第4条の規定に違反した者は、5万円以下の過料を科する。	13 市長は、無縁と認められる墓地を処分することができる。 13 II 処分を行うときは、その期日の6か月前に告示しなければならない。
169	愛知県	〇〇市湖見坂平和公園条例	18 市長は、管理上必要があるときは、墓所若しくは所在物件を移転又は返還させることができる。 18 II 移転又は返還させたときは、換地料又は補償料を交付する。	19(1)許可を受けた目的以外に墓所を使用したとき (2)墓所の使用権を譲渡し又は墓所を転賃したとき (3)他人に譲渡する目的を持って使用許可を得たと認められるとき (4)市長の指示した墓所の施設の維持及び保護をしないで放任のまま5年を経過したとき (5)使用の許可を受けた日から使用設備をしないで3年を経過したとき (6)偽りその他不正手段により使用料の徴収を免れたとき (7)法令又は条例若しくはこの条例に基づく規則若しくは市長の指示に従わなかったとき	20 次の各号に該当するときは、墓所の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人又は親族若しくは縁故者等祖先の祭祀を主宰する者がいないとき (2)使用者である法人が解散したとき (3)使用者が住所不明となり10年を経過したとき	21 第20条第1号及び第2号の事由が発生した日から5年を経過し又は第3号に該当するにいたったときは、その墳墓又は碑石、形像類等を所定の場所に改葬又は移転することができる。 21 III 第1項の規定による改葬又は移転後10年を経過したときは、市長は無縁として処理することができる。	23 既納の使用料及び清掃料は、還付しない。ただし、使用料については、市長において特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。  規則に定めなし		
171	愛知県	〇〇市墓地使用条例	9 市長において墓地管理上必要があると認めるときは使用権者に必要な措置をなさせらるる。ただし、使用権者が原状回復義務を履行しないときは市長がこれを代行し、その費用は義務者から徴収する。 16 市長は次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し又は改葬を命ずることができる。 (1)使用権者が法令又はこの条例若しくはこれに基づいて発する規程ならびに命令に違反したとき (2)墓地経営その他公益上必要が生じたとき		11 墓地の使用権者が住所不明で10年を経過しかつ前条の継承すべき者がいないときは墓地の使用権は消滅する。 15 使用権者が墓地使用の許可を受けた日から5年以上を経過し何等の設備をしないときはその権利を失うものとする。	16 II 前項第1号又は第11条により使用許可を取消し又は消滅した墓地に埋葬される焼骨遺髪等は、別に定める場所にこれを改葬する。	15 II 前項の場合においては既に納付の使用料はこれを還付しない。	7 2号地の場所に押道、キリスト教その他の宗派別に区画を設ける。 7 II 前項の区画の範囲は市長が別にこれを定める。	
172	愛知県	〇〇市青山斎園条例	18 市長は、墓園の管理上必要があると認めるときは、使用場所の返還又は移転をさせることができる。 18 II 市長は、その旨を予告し、換地及び補償料を交付する。	17(1)許可を受けた目的以外に墓園を使用したとき (2)市長の許可なく使用権を譲渡し、又は使用場所を転賃したとき (3)許可を受けた日から3年以内に墳墓を設けないとき (4)この条例又は市長の指示に違反したとき	19 次の各号に該当するときは、墓園の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、祭祀を主宰すべき者又は縁故者から3年以内に使用権の承継の申請がないとき (2)使用者が住所不明となり3年を経過したとき	20 市長は、前条の規定により使用権が消滅した日から5年を経過したときは、その墳墓等を一定の場所に改葬又は移転することができる。	6 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、使用料を還付することができる。  規則18条		8 II 小動物の死体を火葬し、又は身体の一部若しくは胎衣を焼却しようとする場合は、火葬場は、本市に住所を有する者でなければ使用することができない。
174	愛知県	〇〇市高坂墓園の設置及び管理に関する条例	6 市長は、墓所の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。	16 第7条から第9条の規定に違反したとき	17 市長は、使用者が死亡又は住所若しくは生死不明となり10年を経過し、かつ、祖先の祭祀を主宰する者がいないときは、墓所の使用権を消滅させるものとする。	18 市長は、前条の規定により使用権が消滅したときは、無縁墓所とみなし、当該墓所内に存在する墓標等を移転することができる。	15 既納の使用料及び管理料は還付しない。ただし、使用料については、第16条の規定により使用許可が取り消された場合又は第17条の規定により使用権が消滅した場合を除き、当該墓所を返還したときは、規則で定める額を還付する。	21 第19条の規定に違反する者に対しては、50,000円以下の過料を科する。	
175	愛知県	〇〇市鴨ヶ谷墓園の設置及び管理に関する条例	12 市長は、使用料又は管理料を減免することができる。 19 市長は、墓園の管理上必要があるときは、使用場所を移転し、又は返還させることができる。	20(1)偽り又は目的外に墓園の使用の許可を受けたとき (2)第3条の目的以外に墓園を使用したとき (3)第5条第2項の規定により墓園の使用の許可に付された条件に従わなかったとき (4)偽り又は不正な手段により使用料又は管理料の徴収を免れたとき (5)墓園の使用の許可を受けた日から墳墓等を設けないで3年を経過したとき (6)使用権を譲渡し、又は使用場所を貸し付けたとき (7)前各号に掲げるもののほか、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は市長の指示に従わなかったとき	22 次の各号に該当するときは、墓園の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、当該使用権を承継する者がいないとき (2)使用者が住所不明となり10年を経過したとき	23 前条第1号の事実が発生した日から5年を経過し、又は同条第2号に該当するにいたった場合において、墓地、埋葬等に関する法律施行規則第3条各号に掲げる事実があったときは、市長は、当該焼骨を改葬し、墳墓等を移転することができる。	13 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、使用の許可を受けた日から3年以内に使用場所を返還した場合において、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	23 前条第1号の事実が発生した日から5年を経過し、又は同条第2号に該当するにいたった場合において、墓地、埋葬等に関する法律施行規則第3条各号に掲げる事実があったときは、市長は、当該焼骨を改葬し、墳墓等を移転することができる。	
178	愛知県	〇〇市墓園条例	6 II 市長は、墓所の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。	13(1)他人に転賃し、又は譲渡する目的を持って使用許可を得たと認められるとき (2)法令又は条例若しくはこれに基づき規則並びに市長の指示に従わなかったとき (3)使用許可を得た日から3年以内に墳墓を設けないとき	11 II 市長は、使用者が次の各号に該当すると認めるときは、墓所の使用権を消滅させるものとする。 (1)使用者が死亡し、墓所の祭祀を主宰する者がいないとき (2)使用者が住所又は生死不明となり5年を経過し、墓所の祭祀を主宰する者がいないとき	10 既納の永代使用料は、還付しない。ただし、墓所を使用しないで返還したときは、既納永代使用料に100分の50を乗じて得た額を還付することができる。			

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用权の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項								
180	愛知県	〇〇市新川墓地条例	10 市長は、墓地の管理上支障があると認めるときは、使用場所及び物件の位置を変更し、又は返還させることができる。	11(1)墓地使用者が使用場所を、許可を受けた目的以外に使用したとき (2)市長の許可なく使用权を他人に譲渡し、又は使用場所を転賃したとき (3)法令又はこの条例に違反したとき	12 墓地の使用权は、使用許可後10年を経過して墓地使用者又は承継人若しくは親族の所在が不明であり、かつ、縁故者がいないときは、消滅する。	13 市長は、墓地使用者の使用权が消滅したときは、その墓碑を一定の場所に改葬するものとする。	14Ⅲ第9条第2項又は第10条の規定に該当する場合のほか、既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。										
181	愛知県	〇〇市やすらぎ霊園条例		14(1)第8条の規定に従わないとき (2)使用者が、管理料を5年分納めないとき (3)使用者が、使用の許可を受けた日から3年を経過しても焼骨を埋蔵しないとき	12Ⅱ市長は、使用者が次の各号に該当するときは、墓所の使用权を消滅させるものとする。 (1)使用者が死亡し、承継者がいないとき (2)使用者が住所又は生死不明となつて5年を経過し、かつ、承継者がいないとき		9Ⅱ納付された使用料は還付しない。ただし、墓所を使用しないで返還したときは、当該使用料に50%を乗じて得た額を還付することができる。										
183	三重県	〇〇市當霊園の設置及び管理に関する条例	8Ⅲ市長は、墓園の管理上必要があると認めるときは、墓所の使用について条件を付し、又は管理上必要な措置を命ずることができる。	15(1)許可を受けた目的以外に墓所を使用したとき (2)第12条の規定に違反して、墓所の使用の権利を譲渡し、又は転賃したとき (3)前2号に定めるもののほか、法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則若しくは指示に違反したとき	17 次の各号に該当するときは、墓所の使用の権利は、消滅する。 (1)使用者の死亡後10年を経過しても使用承継の申出がないとき (2)使用者が住所不明となつて10年を経過し、かつ、使用承継の申出がないとき (3)使用者が管理料を未納となつて10年を経過したとき	18 市長は、前条の規定により墓所の使用の権利が消滅したときは、当該墓所に一定の墳墓及び石碑等を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。	10 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者が未使用の墓所を返還したときは、この限りでない。										
184	三重県	〇〇市霊園条例	5Ⅱ市長は、前項の使用許可に際し、墓地の位置を指定し、及び霊園の管理上必要な条件を付することができる。 9 市長は、使用料又は管理料を減免することができる。	14(1)この条例又はこの条例の規定に基づく処分違反したとき (2)この条例の規定のよる許可に付した条件に違反したとき (3)偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき (4)使用許可を受けた日から2年を経過しても墓碑等を設けないとき	16 次の各号に該当するときは、墓地の使用权は消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人又は親族等で祖先の祭祀をつかさどる者がいないとき (2)使用者の住所が5年以上不明であるとき	16Ⅱ前項の規定により使用权が消滅したときは、市長は、その墳墓その他の物件を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。 16Ⅲ市長は、前項の改葬又は移転をしようとするときは、その2箇月前までにその旨を告示しなければならない。	8 使用者が使用許可を受けた墓地が不用となり、第15条第1項の規定に基づき返還したとき又は市長が特別の事由があると認めるときは、既納の使用料及び権利料の全部又は一部を還付することができる。	19 次の各号に該当する者に、5万円以下の過料を科する。 (1)第5条第1項又は第12条の規定に基づき返還したとき又は市長が特別の事由があると認めるときは、既納の使用料及び権利料の全部又は一部を還付することができる。 (2)第11条の規定に違反して使用权を他に譲渡し、又は転賃した者 (3)前2条の規定に違反した者									
185	三重県	〇〇市當墓地の設置及び管理に関する条例	6 市長は、使用料及び手数料を減免又は徴収拒否することができる。 7 市長は、墓地における工作物その他施設につき必要な制限をすることができる。	14(1)墓地の使用者が墓地に関する法令、条例、規則等に違反したとき (2)墓地の管理その他公衆衛生上必要が生じたとき	9 墓地の使用者が住所不明で3年以上経過し、かつ、前条の継承をする者がいないときは、墓地の使用权は消滅する。												
186	三重県	〇〇市墓地条例	10 市長において篠田山霊苑の管理上必要があると認めるときは、墓地その他の使用权者に必要な措置をすることができる。	17(1)墓地の使用权者が、この条例、細則等に違反したと認めるとき (2)墓地の管理その他公衆衛生上必要が生じたとき	12 墓地の使用权者が住所不明で3年以上経過し、かつ、前条の継承をする者がいないときは、墓地の使用权は消滅する。	17Ⅲ墓地使用权者が改葬を命ぜられた場合は、市長の指定するところに従い直ちに改葬しなければならない。		4 墓地は、次の3種類とする。 (1)自由墓地 個人に使用を許可し、個人が管理するもの (2)教団墓地 教団に使用を許可し、教団の責任において管理するもの									
188	三重県	〇〇市東山墓園の設置及び管理に関する条例	7Ⅲ市長は、墓所の使用について条件を付し、又は管理上必要な措置を命ずることができる。	17(1)許可を受けた目的以外に墓所を使用したとき (2)第12条の規定に違反したとき (3)市長の命じた使用墓所の施設の維持管理をせず、5年を経過したとき (4)前3号のほか、法令又はこの条例、若しくはこれに基づく指示に違反したとき	18 次の各号に該当したときは、墓所の使用权は消滅する。 (1)使用者が死亡し、10年以内に使用承継の申出がないとき (2)使用者が住所不明となり10年を経過したとき	19 前条に該当したときは、市長は、その墳墓等を一定の場所に改葬又は移転することができる。 19Ⅱ前項の改葬又は移転後10年を経過したときは、市長は無縁として処理することができる。	11 既納の使用料等は還付しない。ただし、第15条の2の規定に基づき墓所の返還があった場合に限り、使用許可後の年数に応じ、既納の使用料に次に定める還付率を乗じて得た額を還付する。 <table border="1"> <tr> <td>10年未満</td> <td>未使用の場合 100分の80</td> <td>既使用の場合 100分の40</td> </tr> <tr> <td>10年以上 15年未満</td> <td>未使用の場合 100分の60</td> <td>既使用の場合 100分の30</td> </tr> <tr> <td>15年以上</td> <td>未使用の場合 100分の40</td> <td>既使用の場合 100分の20</td> </tr> </table>	10年未満	未使用の場合 100分の80	既使用の場合 100分の40	10年以上 15年未満	未使用の場合 100分の60	既使用の場合 100分の30	15年以上	未使用の場合 100分の40	既使用の場合 100分の20	
10年未満	未使用の場合 100分の80	既使用の場合 100分の40															
10年以上 15年未満	未使用の場合 100分の60	既使用の場合 100分の30															
15年以上	未使用の場合 100分の40	既使用の場合 100分の20															
189	滋賀県	〇〇市當霊園条例		18(1)墓地を墳墓の用以外に供したとき (2)第三者に墓地を転賃し、又はその使用权を譲渡したとき (3)使用許可を受けた日から7年を経過しても墳墓その他規則で定める施設を設置しないとき (4)管理料を3年以上納付しないとき (5)この条例又はこれに基づく規則に違反したとき	19 墓地の使用权は、使用者の死亡の日から3年を経過しても祖先の祭祀を主宰する承継者が判明しないとき、又は使用者が住所不明となり7年を経過したときは、消滅する。 20 市長は、霊園の管理上必要があると認めるときは、使用者に他の場所へ焼骨を改葬させ、又は墳墓を移転させることができる。	13 既納の使用料及び管理料は還付しない。ただし、使用者が使用許可を受けた後7年以内に墳墓を設置することなく墓地を返還したときは、既納の使用料の2分の1の額を還付する。											
191	滋賀県	〇〇市當墓地条例		12(1)許可を受けた目的以外に墓所を使用したとき (2)使用权を譲渡し、または墓所を転賃したとき (3)他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認めるとき (4)許可を受けた日から使用設備をしないで3年を経過したとき (5)偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れたとき (6)この条例又はこれに基づく規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき	15 使用者が次の各号に該当するときは、墓所の使用权は消滅する。 (1)使用者が死亡し、または住所不明となり7年を経過した場合において、相続人、親族または縁故者等祭祀を主宰する承継人がないとき。 (2)使用者である法人が解散したとき	9Ⅱ 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者が許可の日から3年未満に第14条の規定により墓所を返還したときは、既納の使用料の2分の1の額を還付する。	16 市長は、許可を受けずに墓所を使用した者に対しては、5,000円以下の過料を科する。	15 使用者が次の各号に該当するときは、墓所の使用权は消滅する。 (1)使用者が死亡し、または住所不明となり7年を経過した場合において、相続人、親族または縁故者等祭祀を主宰する承継人がないとき。 (2)使用者である法人が解散したとき									

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項
192	滋賀県	〇〇墓地公園条例		9(1)許可を受けた目的以外に聖地を使用したとき (2)使用権を譲渡し、又は使用場所を転賃したとき (3)他人に譲渡する目的を持って使用許可を得たと認めるとき (4)管理料を3箇年間納入しなかったとき (5)偽りその他不正な手段により使用料の徴収をまねがれたとき (6)この条例に違反したとき、又は市長の指示	10 次の各号に該当するときは、使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、相続人又は親族若しくは縁故者等祖先の祭りを主宰する者がないとき (2)使用者が住所不明となり5年を経過したとき	13 第10条第1項各号の理由が発生した日から5年を経過したときは、市長は、その墳墓、碑石、形像類等を一定の場所に改葬又は移転することができる。	9Ⅱ前項の規定により使用の許可を取り消されたときは、既に納入した使用料は還付しない。		
193	滋賀県	〇〇市墓地公園条例	7Ⅲ市長は、前項の許可に墓園の管理上必要と認めるときは、墓所の使用に関し条件を付することができる。	16(1)虚偽の申請その他不正の手段により使用許可を付したとき (2)許可を受けた目的以外に墓所を使用したとき (3)使用権を承継人以外の者に譲渡し、又は転賃したとき (4)虚偽その他不正の手段により、使用料の徴収を免れたとき (5)法令又はこの条例及びこの条例に基づく規則若しくは市長の指示に従わなかったとき	18 次の各号に該当するときは、墓所の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、その他の事由により祖先の祭祀を主宰する者がいないとき (2)使用者が住所不明となり、7年を経過したとき	19 市長は、前条の規定により使用権が消滅したときは、墓碑、形像類及びその他の物件を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。	11 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その使用料及び管理料の全部又は一部を還付することができる。 規則第6条 条例第11条ただし書の規定による使用料又は管理料の還付額は、次のとおりとする。 (1)使用許可の日から起算して3年以内において、墓所を使用することなく返還した場合 既納使用料の2分の1		
196	京都府	〇〇市墓園条例	7Ⅲ市長は、墓園の管理上必要と認めるときは、墓所の使用に関し、条件を付することができる。 10 市長は、使用料を減免することができる。	14(1)許可を受けた目的以外に墓所を使用したとき (2)虚偽の申請その他不正の手段により、使用許可を受けたとき (3)使用権を譲渡し、又は転賃したとき (4)法令又はこの条例、若しくはこれに基づく規則に違反したとき	15 次の各号に該当するときは、墓所の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し祭祀を主宰する者がないとき (2)使用者が住所不明となり7年を経過したとき	17 市長は、 <u>前条の規定</u> により使用権が消滅したときは、墓碑、形像類及びその他の物件を一定の場所に改葬し、移転することができる。	11 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者が墓所を使用することなく返還したときは、使用許可の日から起算して、3年以内に限り、既納の使用料の70%に相当する額を還付することができる。		
197	京都府	〇〇市墓苑の設置及び管理に関する条例	8 市長は、使用料を減免することができる。	13(1)許可を受けた目的以外に墓所を使用したとき (2)虚偽の申請その他不正の手段により、使用許可を受けたとき (3)使用権を第三者に譲渡または転賃したとき (4)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき	15 次の各号に該当するときは、墓所の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、使用権を承継する者がないとき (2)使用者が住所不明となり7年を経過したとき	16 市長は、前条の規定により使用権が消滅したときは、墓碑、形像類及びその他の物件を一定の場所に改葬し、移転することができる。	7 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。  規則に定めなし		
198	京都府	〇〇市墓地公園条例		13 市長は、必要があると認めるときは、墓所使用者に墳墓及びその附属工作物を他の墓所に移転させ、又は埋蔵焼骨を改葬させることができる。 13Ⅱ市長は、あらかじめ墓所の使用者にその旨を予告するとともに、これによって通常生じる費用を補償しなければならない。  15(1)許可を受けた目的以外の目的に墓所を使用したとき (2)墓所使用権を譲渡し、又は転賃したとき (3)許可を受けた日から起算して5年を経過しても墳墓の設置をしないとき (4)3年間墓園管理料を納付しないとき (5)法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき 16(1)墓所使用者の死亡の日から起算して3年を経過しても、祭祀を主宰すべき者が判明しないとき (2)墓所使用者が住所不明となり7年を経過し、かつ、祭祀を主宰すべき者が判明しないとき	17 市長は、前条の場合においては、第8条の許可を取り消した日から3年を経過した日以後において墳墓及びその附属工作物を適当と認める場所に移転することができる。 17Ⅲ墳墓及びその附属工作物は、第1項の移転によりその所有権が本市に帰属し、市長はこれを処分することができる。	9Ⅱ既納の墓所使用料は、返還しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、墓所使用料の全部又は一部を返還することができる。 施行規則第9条 墓所使用料の返還割合は、当該各号に定めるところによる。 (1)本市の責に帰すべき理由により使用できないとき又は使用できなくなったとき 全部 (2)条例第18条の規定により墓所を返還した場合で、条例第8条の許可の日から当該返還までの期間が次のいずれかに該当するとき ア 1年以下のとき 4分の3 イ 1年を超え3年以下のとき 2分の1 ウ 3年を超え5年以下のとき 4分の1			
199	京都府	〇〇市公共墓地設置及び使用に関する条例	5 市長は、使用料を減免することができる。	7(1)許可を受けた目的以外に公共墓地を使用したとき (2)使用権を譲渡し、又は使用公共墓地を転賃したとき (3)許可を受けた後2年を経過しても墳墓を設けないとき	8 次の各号に該当するときは、公共墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡し、又は住所不明となり7年を経過したとき (2)使用権者がその権利を放棄する旨を市長に届け出たとき	8Ⅱ前項の規定により使用権が消滅した場合において、市長は、墓碑等を移転しようとするときは、その旨を告示し、2箇月を経過した後においてこれを移転することができる。	7Ⅲ返還した公共墓地に対する既納の使用料は、還付しないものとする。		
200	京都府	〇〇市墓地条例	12 市長は、使用者に対し、使用の場所及び工作物その他の施設に制限若しくは条件を付け、又は必要な施設の設置を命ずるものとする。 17 市長は、墓地の管理上必要があると認めるときは、使用者に焼骨を他の場所へ改葬させ、又は墳墓を移転させることができる。 17Ⅲ改葬又は墳墓の移転に伴う通常必要な費用は、市が負担する。	18(1)許可を受けた目的以外に使用したとき (2)使用権を第三者に譲渡し、又は墳墓地を転賃したとき (3)市長が許可条件とする墳墓地の施設の維持管理をしないで放任のまま3年を経過したとき (4)偽りその他不正な手段により許可を受けたとき (5)この条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の付した条件に違反したとき (6)墓地管理料を3年間納入しないとき (7)許可を受けた日から起算して3年を経過しても墓碑等を設置しないとき	19 次の各号に該当するときは、墳墓地の使用権は消滅する。 (1)使用者が死亡したのち、相続人又は親族若しくは縁故者で先祖の祭祀を主宰する者がなく、かつ墓地管理料が未納で3年を経過したとき (2)使用者が住所不明となり、墓地管理料が未納で3年を経過し、かつ祭祀を主宰する者がないとき	21 市長は、第19条に該当したときは、その墳墓を無縁として一定の場所に改葬又は移転することができる。  9Ⅱ既納の使用料は還付しない。ただし、許可を受けた日から3年以内に墳墓地の全部を返還したときは、既納の使用料の半額を返還するものとする。			

No.	県名	条例の名称	A 首長の裁量権の条項	B 許可取消しの要件	C 使用権の消滅規定	D 無縁改葬に関する条項	E 使用料等の還付	F 罰則	G 特異な条項								
203	大阪府	〇〇市墓苑条例	13 市長は、墓苑の維持管理上必要と認めた場合は、墓苑の利用者に対してその使用を制限し、又は使用場所の設備若しくは維持について必要な措置をさせることができる。 13Ⅱ 使用者が前項の措置に応じない場合は、市長はこれを執行し、その費用を徴収することができる。	19(1) 使用許可を受けた目的以外に墓苑を使用したとき (2) 偽り、その他不正な行為により使用許可を受けたとき (3) 使用権を譲渡し、又は使用場所を転賃したとき (4) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき (5) 使用許可を受けた日又は改葬した日から3年を経過してもなお使用せず、又は使用に必要な設備をしないとき	21 次の各号に該当する場合は、墳墓の使用権は消滅する (1) 使用者が死亡し、相続人又は親族の内祭祀を主宰するものがないとき (2) 使用者が住所不明となり20年を経過したとき	21Ⅱ 前項各号の規定により使用権が消滅した日から5年を経過したときは、市長はその墳墓その他の物件を一定の場所に改葬又は移転することができる。	22 既納の使用料は還付しない。ただし、第18条又は第20条第1項の規定により墳墓の返還を受け、又は第19条第1項第5号の規定により使用許可を取消したときは、既納の使用料を別表第21により還付する。	26 第7条第1項又は第11条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。									
204	大阪府	〇〇市有墓地条例	3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。 (1) 管理上やむを得ない事情があるとき (2) その他市長が不適当と認めるとき	4(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則またはこれらに基づく市長の指示に違反したとき (2) 前条各号のいずれかに該当したとき (3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。			5Ⅲ 既納の使用料は、還付しない。ただし、許可を受けた日以後3年以内に当該許可を受けた区画を返還したときは、既納の使用料の額の2分の1に相当する額を還付する。										
206	大阪府	〇〇市公園墓地条例	8 市長は、使用者に対し、その使用について制限し、又は条件を付し、若しくは維持管理上必要な措置を命ずることができる。 12 市長は、必要があると認めるときは、使用者に墳墓その他の所在物件を一定の場所に改葬させ、又は移転させることができる。 12Ⅱ 市長は、あらかじめ、使用者にその旨を通知するとともに、これによって通常生ずる費用を補償しなければならない。 21 市長において使用料及び管理料を減額し、又は免除することができる。	14(1) 許可を受けた目的外に墓所を使用したとき (2) 許可を受けた後、目的の使用設備をなすずに3年を経過したとき (3) 市長の許可なく使用権を譲渡し、又は転賃したとき (4) 他人に譲渡する目的をもって使用権を取得したと認めるとき (5) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき	15 次の各号に該当するときは、墓所の使用権は消滅する。 (1) 使用者が死亡した日から5年を経過して承継の申請がなされないとき (2) 使用者が住所不明となり7年を経過したとき	16 市長は、前条の規定により墓所の使用権が消滅した日から5年を経過したときは、墳墓その他の所在物件を一定の場所に改葬し、又は移転することができる。 16Ⅲ 第1項又は第14条第3項の規定による改葬又は移転後20年を経過したときは、市長は、当該墳墓等を無縁として処置することができる。	20 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、第13条の規定により使用者が墓所を返還したときは、使用料及び管理料の全部又は一部を還付することができる。 規則第14条 条例第20条ただし書の規定における還付額は、別表のとおりとする。										
208	大阪府	〇〇市墓地使用条例	4 使用料の資力なしと認むるものは、市長において之を減免することができる。			9 無縁と認むべき墓地及び墓碑は、市長に於いて処分することが出来る。 9Ⅱ 前項の処分は其期日3ヶ月前之を公告する。	7Ⅱ 返納の面積量に対する既納使用料の半額を返納するものとする。	昭和23年2月17日 昭和23年4月1日施行									
210	大阪府	〇〇市立霊園条例	15 市長は、霊園の管理その他事業執行上必要があるときは、使用墓所の改葬又は所在物件の移転を命ずることができる。	17(1) 許可を受けた目的以外に使用したとき (2) 許可を受けた日から回障を設置することなく3年を経過したとき (3) 維持費を納期到来後4年間納付しなかったとき (4) 使用権を承継する者以外に使用権を譲渡し、又は転賃したとき (5) 他人に譲渡する目的をもって使用権を取得したと認めるとき (6) その使用が暴力団の利益になると認めるとき (7) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき	18 次の各号に該当する場合は、墓所の使用権は消滅する。 (1) 使用者が死亡した日から起算して2年を経過しても祭祀を主宰する者がいないとき (2) 使用者が住所不明となり7年を経過したとき	19 市長は、前条の規定により使用権が消滅したときは、その墓所を無縁墓所とみなし、市長の定める場所に改葬し、又は所在物件の移転を行うことができる。	13 既納の使用料は還付しない。ただし、使用許可を受けた後、当該使用墓所の全部を返還したときは、別表第3の区分に応じて既納の使用料の一部を使用者に還付する。 別表第3 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>未使用の場合</td> <td>既使用の場合</td> </tr> <tr> <td>既納使用料の5分の4の額</td> <td>既納使用料の5分の3の額</td> </tr> </table>	未使用の場合	既使用の場合	既納使用料の5分の4の額	既納使用料の5分の3の額	22 次の各号に該当する者に対しては、1万円以下の過料を科する。 (1) 第6条又は第7条第2項の規定に違反した者 (2) 第21条に違反して同条各号に掲げる行為をした者 22Ⅱ 許状その他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料を科する。	5Ⅱ 市長は、その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の利益になると認めるときは、使用を許可しない。 22Ⅲ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各々の過料を科する。				
未使用の場合	既使用の場合																
既納使用料の5分の4の額	既納使用料の5分の3の額																
211	大阪府	〇〇市墓地条例	11 市長は、事業の執行上必要があると認めるときは、使用者に墳墓その他の所在物件を一定の場所に改葬又は移転させることができる。 11Ⅱ 市長は、あらかじめ使用者にその旨を予告するとともに、これによって通常生ずる費用を補償しなければならない。 21 市長において、使用料及び管理料を減免することができる。	13(1) 許可を受けた目的外に墓地を使用したとき (2) 許可を受けた後、目的の使用設備をなすずに5年を経過したとき (3) 市長の許可なく使用権を譲渡し、又は転賃したとき (4) 他人に譲渡する目的をもって使用権を取得したと認めるとき (5) 本市に住所を有しなくなったとき (6) 法令又はこの条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき	14 使用者が次の各号に該当するときは、使用権は消滅する。 (1) 使用者が死亡した日から起算して5年を経過しても祭祀を主宰する者がいないとき (2) 使用者が住所不明となり7年を経過したとき	15 市長は、前条各号の事由が発生した日から5年を経過したときは、墳墓その他の所在物件を一定の場所に改葬又は移転することができる。	20 使用許可を受けた後、当該場所の全部を返還したときは、別表第2の区分に応じて既納の使用料及び管理料を還付する。 別表第2 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>3年以内の場合</td> <td>3年を経過する場合</td> </tr> <tr> <td>既納使用料及び管理料の3分の2の額</td> <td>既納使用料及び管理料の4分の1の額</td> </tr> <tr> <td>5年を経過する場合</td> <td>5年を経過する場合</td> </tr> <tr> <td>既納使用料及び管理料の2分の1の額</td> <td>既納使用料及び管理料の1分の1の額</td> </tr> </table>	3年以内の場合	3年を経過する場合	既納使用料及び管理料の3分の2の額	既納使用料及び管理料の4分の1の額	5年を経過する場合	5年を経過する場合	既納使用料及び管理料の2分の1の額	既納使用料及び管理料の1分の1の額		
3年以内の場合	3年を経過する場合																
既納使用料及び管理料の3分の2の額	既納使用料及び管理料の4分の1の額																
5年を経過する場合	5年を経過する場合																
既納使用料及び管理料の2分の1の額	既納使用料及び管理料の1分の1の額																